文部科学省委託事業

すべての先生のための

「情報モラル」指導実践キックオフガイド

保存版

情報を正しく安全に使いこなすために

Web版は http://www.japet.or.jp/moral-guidebook/

JAPET 社団法人 日本教育工学振興会

～はじめに～

■情報社会の進展により、インターネットや携帯電話などの普及が急速に進む中で、児童生徒がトラブルに巻き込まれる事件が多発しています。さらに、昨今においては、インターネットの掲示板や携帯電話のメールによるいじめ（「ネットいじめ」）が起こるなど、新たな問題も発生しています。

こうした状況を踏まえ、学校における情報モラル教育の充実が求められており、文部科学省では、これまでも、情報モラルに関する様々な取組を実施してまいりました。しかしながら、教育現場の先生方からは、どのように指導すれば良いかわからないといった声が聞かれます。そこで、情報モラル等に関する効果的な指導手法について調査研究するとともに、情報モラル等の指導を普及するため、平成17年度より「情報モラル等指導サポート事業」を実施してきました。

本ガイドブックは、情報モラル指導の「モデルカリキュラム」について分かりやすく解説するとともに、はじめての先生でも簡単に理解できる実践事例を多数紹介しており、教育現場で情報モラル指導を実践される先生方に大変分かりやすい内容となっております。

今後、すべての先生方が情報モラル教育を指導する能力を身に付け、授業における実践を通して、子どもたちの適切な情報活用能力の向上に資するよう、本ガイドブックが活用されることを期待しております。

文部科学省

■「ICT（コンピュータやネットワーク）を活用して問題解決できる能力の育成」が次の時代の目標になっています。そのためには、あらゆる学習場面で、ICTを子どもたち自身が活用できる機会を増やしていくことが求められます。しかし、ネットワークを介し情報社会に直接ふれるようになると、危険なことに出合う機会も増えることになります。社会に出て行くためのルール・マナーを身につけることも必要になるでしょう。免許をとって車で町へ出て行く準備と同じです。アクセルやブレーキの踏み方（運転の技術）だけでなく、どう行けばいいのか、こんな場合にはどうすればいいのかなどに対する的確な判断力を養うことも必要になるのです。情報モラル教育は、的確な判断力を養う礎になる教育です。ICT活用とのバランスを考え、学校をあげて体系的に取り組んでほしいと願っています。このガイドブックから、カリキュラムの構成や実践のヒントを受け取っていただけると幸いです。

「情報モラル教育」指導手法等検討委員会委員長　永野　和男

文部科学省委託事業

すべての先生のための「情報モラル」指導実践キックオフガイド

Contents

ケース別　情報モラル指導のヒント ―――――――――――― 2

第１部　情報モラル教育の必要性と指導カリキュラム

●体系的に的確な判断力の育成を ―――――――――――― 4
●情報モラル指導モデルカリキュラム表 ―――――――――― 6
●学校全体で取り組む情報モラル指導の要点 ――――――――― 8
●学校による実態把握と指導が要請されている ――――――― 10

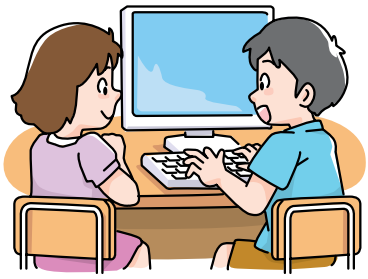

第２部　これならできる　情報モラル指導実践例

●今すぐできる情報モラル指導 ―――――――――――――― 14
●小中高⑨の実践事例 ―――――――――――――――――― 16
①小学校　②中学校　③高等学校
●生徒指導の中での情報モラル指導 ――――――――――― 26
●保護者と連携した情報モラル指導 ――――――――――― 30
●先生自身が知っておくべき「情報モラル」 ――――――― 34

第３部　指導に使える役立ち資料集

●よくある疑問Q&A ―――――――――――――――――― 36
●コピーして使える　情報モラル　チェックシートの例 ――――― 38
●押さえておきたい使えるサイト ――――――――――― 41
●「情報モラル」用語集 ―――――――――――――――― 42

「情報モラル等指導サポート事業」委員会委員名簿 ――――― 45

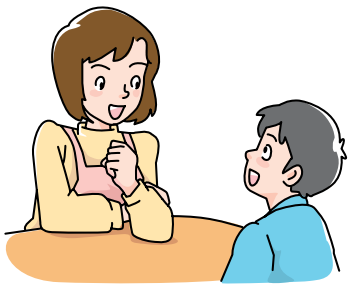

JAPET 社団法人 日本教育工学振興会

ケース別

情報モラル指導のヒント

p.42 「情報モラル」用語集

p.4 体系的に的確な判断力の育成を

p.38 情報モラルチェックシートの例

p.8 学校全体で取り組む情報モラル指導の要点

p.34 先生自身が知っておくべき「情報モラル」

p.16〜25 小中高⑨の実践事例

p.26 生徒指導の中での情報モラル指導

p.14 今すぐできる情報モラル指導

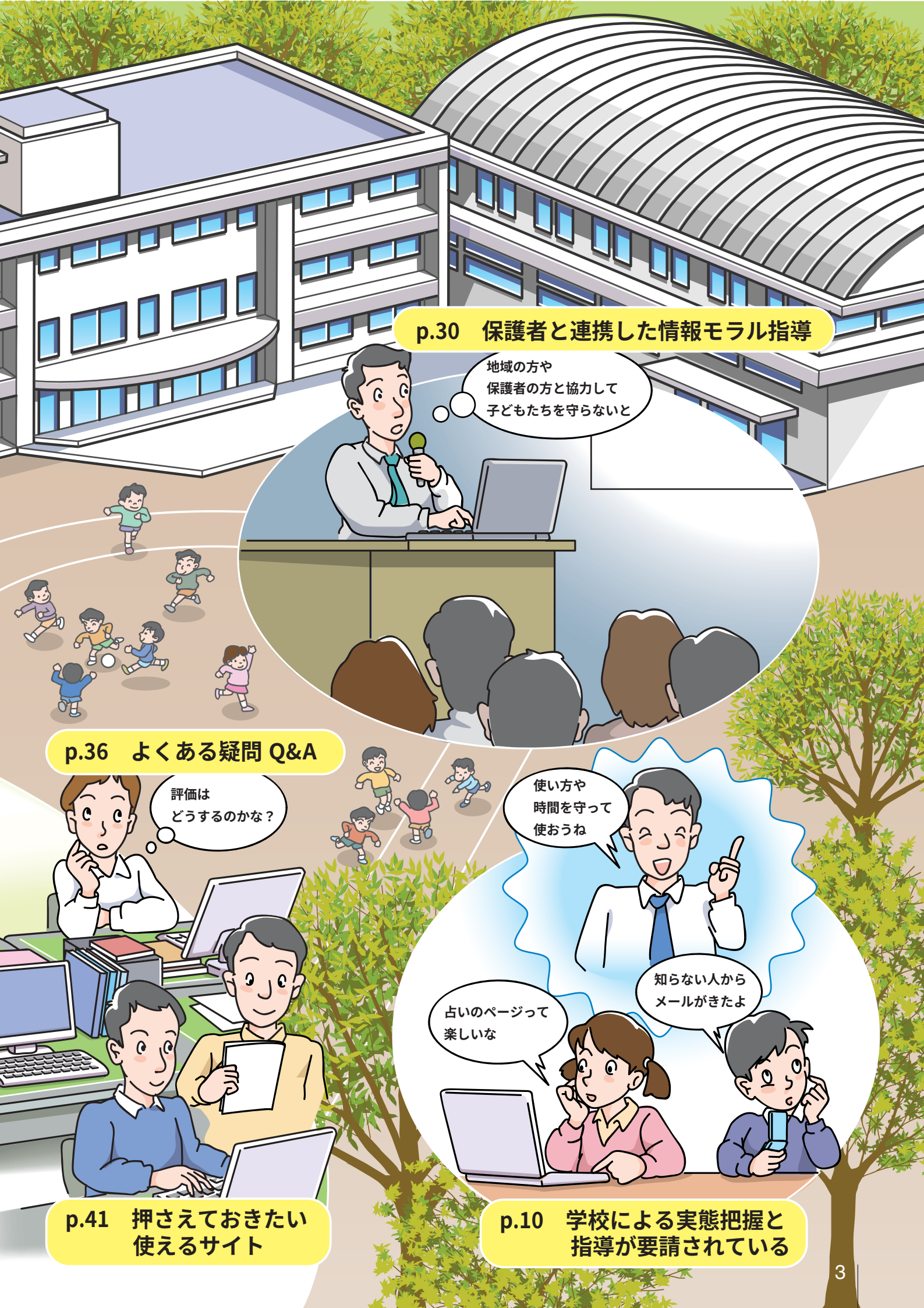

p.30　保護者と連携した情報モラル指導
p.36　よくある疑問 Q&A
p.41　押さえておきたい
使えるサイト
p.10　学校による実態把握と
指導が要請されている

第1部 情報モラル教育の必要性と指導カリキュラム

体系的に的確な判断力の育成を

情報モラル教育とは

モラルとは『①道徳。倫理。習俗。②道徳を単に一般的な規律としてではなく，自己の生き方と密着させて具象化したところに生れる思想や態度。』（広辞苑）とあり，社会に生きていくうえの基礎となる善悪の判断力や主体的な態度のことをいいます。したがって，情報モラルとは，**「情報社会を生きぬき，健全に発展させていく上で，すべての国民が身につけておくべき考え方や態度」**と考えることができます。情報教育のねらいを体系的に記述した「情報化の進展に対応した初等中等教育における情報教育の推進等に関する調査研究協力者会議第１次報告（1997）」でも，情報モラルは「情報社会に参画する態度」のなかの重要な柱の項目になっています。

ところで，わが国の情報モラル教育の目的には，いわゆるモラル教育の観点とは別の側面があります。それは「情報社会に的確な判断ができない児童生徒を守り，危ない目にあわせない」，すなわち**危険回避（情報安全教育）の側面**です。特に，情報モラル教育のなかで，現在，緊急に対処しなければならないのは，安全教育の側面と考えられています。確かにネットワークではさまざまな問題が起こっており，児童生徒を不用意にネットワークに参加させることは，予想もできない危険にさらすことになりかねません。しかし，モラルは，様々な場面での的確な判断力を養う礎（いしずえ）になるのですから，ただわけもわからず危険を避けるノウハウを教えるだけでは困ります。情報モラルは，情報教育のねらいである「情報社会に参画する態度」の育成，ひいては「情報の科学的な理解」「情報活用の実践力」の育成のバランスのなかで育成することが求められるわけです。

情報モラルと日常モラル

情報モラルの具体的な目標を体系的に整理していくと，道徳などで扱われている「日常生活におけるモラル（日常モラル）の育成」と重複する部分が多いことがわかります。道徳で指導する「人に温かい心で接し，親切にする」「友達と仲よくし，助け合う」「他の人とのかかわり方を大切にする」「他人を大切にする」などは，情報モラルで指導する「自分の情報や他人の情報を大切にする」「相手への影響を考えて行動する」「自他の個人情報を、第三者にもらさない」などの基盤と考えられます。道徳においては，そのカリキュラムの軸のひとつとして，

(1) 主として自分自身に関すること
(2) 主として他の人とのかかわりに関すること
(3) 主として集団や社会とのかかわりに関すること

などの視点から内容が展開されていきますが，情報モラルではその「集団や社会」が仮想的（バーチャル）な関係も含めた「情報ネットワーク社会」に置き換わるだけと考えてもいいわけです。しかし，日常の社会では，個人，家庭，地域社会と順に経験しながら，ゆっくり時間をかけてその関係を理解していくことができるのに対し，情報ネットワークでは，端末の前に座ってネットワークに接続した瞬間，あるいは携帯電話を手にし，コミュニケーションを開始した瞬間に，見えない人とのつながりや社会との接点が同時に生じてしまう点が異なります。したがって，一方では，即座に出合うかもしれない危険をうまくさける知恵をさずけることが求められますが，長い目で見れば，情報社会の特性やネットワークの特性の理解をすすめ，自分自身で的確な判断力を育成することが求められるわけです。ここに**情報モラル教育を体系的に推進していく必要性**があります。

情報モラルに含まれる内容

情報モラル教育の内容は，大きく２つに分けられます。まずその１つは，**情報社会における正しい判断や望ましい態度を育てること**です。「心を磨く領域」といってよいでしょう。この中には，情報発信に対する責任や情報を扱う上での義務，さらには情報社会への貢献や創造的なネットワークへの参画などの領域があります。情報社会での規範意識を高めるためには心の教育が必要です。相手の立場に立って思いやりのある行動を取ることはこれまでも道徳教育として行われてきましたが，ネットワークでのコミュニケーションでも相手を思いやる気持ちの大切さは同じです。また，決まりや約束を守る態度も大切です。ネットワーク社会におけるルールとして著作権の尊重や個人情報の保護などがあります。これらのルールを守る態度も育てていかなければなりません。さらに，ネット社会をよりよいものにしていこうとする態度も大切です。ネットワークからの恩恵を受け取るだけでなく，積極的に情報発信をしたり，ネットワークに貢献したりする態度は，よりよいネットワークを構築する上で大切です。つまり，「心を磨く領域」は，自分を律し適切に行動できる正しい判断力と，相手を思いやる豊かな心情，さらに積極的にネットワークをよりよくしようとする公共心を育てることが求められていると言えるでしょう。

もう１つは**情報社会で安全に生活するための危険回避の方法の理解やセキュリティの知識・技術，健康への意識**があげられます。「知恵を磨く領域」といってよいでしょう。情報化が進展し生活が便利になればなるほど，危険に遭遇する機会も増大します。情報社会で安全に生活するための知識や態度を学ばせる必要があります。健康への意識は情報モラルというよりは，生活習慣の面が強いですが，ネットワークの使いすぎによる健康被害やネット依存など健全な生活への悪影響を受けないように，適切な指導が求められます。「心」と「知恵」の育成は常に表裏一体で，切り離すことができません。情報モラルの指導に当たっては，「心」も「知恵」も共に意識しながら，日常的に一体的に指導することが求められます。

モデルカリキュラムとその構成

情報モラル教育は，学校をあげて体系的に取り組まなければなりません。その柱は次の５つになります。

1．情報社会の倫理
2．法の理解と遵守
3．安全への知恵
4．情報セキュリティ
5．公共的なネットワーク社会の構築

「情報社会の倫理」と「法の理解と遵守」の内容は，日常的なモラル指導の延長線上にあります。特に低学年では，基本的には日常モラルの指導を優先させることが次のステップのために重要です。ICTの活用が増えてくる中学年（３，４年生）から，徐々に情報社会の特性やそのなかでの情報モラルについてふれるようにしていくことになるでしょう。また，高学年や中学校・高等学校になると，心の教育としてのモラル指導は，低学年の場合と同じようにはいきません。情報社会への参画における責任や義務，態度の問題として，あるいは，自分の権利，他人の権利の尊重の問題として，自ら考えさせ理解させるように指導していく必要があります。また，社会は互いにルール・法律によって成り立っていることを知り，情報に関する法律の内容を理解した上で遵守する態度を養う方向に発展させていくことになります。

安全教育については，「安全への知恵」「情報セキュリティ」で展開されることになります。ここでは，「情報社会の危険から身を守るとともに，不適切な情報に対処できる」「安全や健康を害するような行動を抑制できる」「危険を予測し被害を予防するとともに，安全に活用する」などが具体的な目標になります。中学校・高等学校になると，「情報セキュリティに関する基礎的・基本的な知識」を身につけ，さらに，情報護身術ともいうべき「情報セキュリティの確保のために，対策・対応がとれる」ようになることも求められます。

そして，これら健全な心と社会のルールの理解，安全に活用する知恵の育成を前提として初めて，健全で公共的なネットワーク社会の構築へ積極的に参画する態度を育成することができるわけです。

情報モラル指導モデルカリキュラム表

＜大目標・中目標レベル＞

分　類		L1：小学校１～２年	L2：小学校３～４年	L3：小学校５～６年
1．情報社会の倫理	a	a1～3：**発信する情報や情報社会での行動に責任を持つ**		
		a1-1：約束や決まりを守る	a2-1：相手への影響を考えて行動する	a3-1：他人や社会への影響を考えて行動する
	b	b1～3：**情報に関する自分や他者の権利を尊重する**		
		b1-1：人の作ったものを大切にする心をもつ	b2-1：自分の情報や他人の情報を大切にする	b3-1：情報にも、自他の権利があることを知り、尊重する
2．法の理解と遵守	c	c2～3：**情報社会でのルール・マナーを遵守できる**		
			c2-1：情報の発信や情報をやりとりする場合のルール・マナーを知り、守る	c3-1：何がルール・マナーに反する行為かを知り、絶対に行わない
				c3-2：「ルールや決まりを守る」ということの社会的意味を知り、尊重する
				c3-3：契約行為の意味を知り、勝手な判断で行わない
3．安全への知恵	d	d1～3：**情報社会の危険から身を守るとともに、不適切な情報に対応できる**		
		d1-1：大人と一緒に使い、危険に近づかない	d2-1：危険に出合ったときは、大人に意見を求め、適切に対応する	d3-1：予測される危険の内容がわかり、避ける
		d1-2：不適切な情報に出合わない環境で利用する	d2-2：不適切な情報に出合ったときは、大人に意見を求め、適切に対応する	d3-2：不適切な情報であるものを認識し、対応できる
	e	e1～3：**情報を正しく安全に利用することに努める**		
			e2-1：情報には誤ったものもあることに気づく	e3-1：情報の正確さを判断する方法を知る
		e1-2：知らない人に、連絡先を教えない	e2-2：個人の情報は、他人にもらさない	e3-2：自他の個人情報を、第三者にもらさない
	f	f1～3：**安全や健康を害するような行動を抑制できる**		
		f1-1：決められた利用の時間や約束を守る	f2-1：健康のために利用時間を決め守る	f3-1：健康を害するような行動を自制する
				f3-2：人の安全を脅かす行為を行わない
4．情報セキュリティ	g	g2～3：**生活の中で必要となる情報セキュリティの基本を知る**		
			g2-1：認証の重要性を理解し、正しく利用できる	g3-1：不正使用や不正アクセスされないように利用できる
	h			h3：**情報セキュリティの確保のために、対策・対応がとれる**
				h3-1：情報の破壊や流出を守る方法を知る
5．公共的なネットワーク社会の構築	i	i2～3：**情報社会の一員として、公共的な意識を持つ**		
			i2-1：協力し合ってネットワークを使う	i3-1：ネットワークは共用のものであるという意識を持って使う

※コードについて（例，a1-1）
【1桁目の文字】
a～i：大目標項目

【2桁目の数字】
校種・学年（L1～L5）
1：L1（小学校低学年：1～2年生）
2：L2（小学校中学年：3～4年生）
3：L3（小学校高学年：5～6年生）
4：L4（中学校（高等学校を含む場合もある））
5：L5（高等学校）

この表は，情報モラルの指導カリキュラムの内容を小中高一貫のモデルカリキュラムとして示したものです。このモデルカリキュラムの目標は，学校教育全体の中で達成していくことが望ましく，本モデルカリキュラムを参考にして，それぞれの学校では，地域の実情に合わせ，情報モラルのカリキュラムを組み立て，実施してください。
各目標の詳細は，Webページをご覧ください。http://www.japet.or.jp/moral-guidebook/

	L4：中学校	L5：高等学校
	a4～5：情報社会への参画において、責任ある態度で臨み、義務を果たす	
	a4-1：情報社会における自分の責任や義務について考え、行動する	a5-1：情報社会において、責任ある態度をとり、義務を果たす
	b4～5：情報に関する自分や他者の権利を理解し、尊重する	
	b4-1：個人の権利（人格権、肖像権など）を尊重する	b5-1：個人の権利（人格権、肖像権など）を理解し、尊重する
	b4-2：著作権などの知的財産権を尊重する	b5-2：著作権などの知的財産権を理解し、尊重する
	c4：社会は互いにルール・法律を守ることによって成り立っていることを知る	**c5：情報に関する法律の内容を理解し、遵守する**
	c4-1：違法な行為とは何かを知り、違法だとわかった行動は絶対に行わない	c5-1：情報に関する法律の内容を積極的に理解し、適切に行動する
	c4-2：情報の保護や取り扱いに関する基本的なルールや法律の内容を知る	c5-2：情報社会の活動に関するルールや法律を理解し、適切に行動する
	c4-3：契約の基本的な考え方を知り、それに伴う責任を理解する	c5-3：契約の内容を正確に把握し、適切に行動する
	d4～5：危険を予測し被害を予防するとともに、安全に活用する	
	d4-1：安全性の面から、情報社会の特性を理解する	d5-1：情報社会の特性を意識しながら行動する
	d4-2：トラブルに遭遇したとき、主体的に解決を図る方法を知る	d5-2：トラブルに遭遇したとき、さまざまな方法で解決できる知識と技術を持つ
	e4～5：情報を正しく安全に活用するための知識や技術を身につける	
	e4-1：情報の信頼性を吟味できる	e5-1：情報の信頼性を吟味し、適切に対応できる
	e4-2：自他の情報の安全な取り扱いに関して、正しい知識を持って行動できる	e5-2：自他の情報の安全な取り扱いに関して、正しい知識を持って行動できる
	f4～5：自他の安全や健康を害するような行動を抑制できる	
	f4-1：健康の面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる	f5-1：健康の面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる
	f4-2：自他の安全面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる	f5-2：自他の安全面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる
	g4～5：情報セキュリティに関する基礎的・基本的な知識を身につける	
	g4-1：情報セキュリティの基礎的な知識を身につける	g5-1：情報セキュリティに関する基本的な知識を身につけ、適切な行動ができる
	h4～5：情報セキュリティの確保のために、対策・対応がとれる	
	h4-1：基礎的なセキュリティ対策が立てられる	h5-1：情報セキュリティに関し、事前対策・緊急対応・事後対策ができる
	i4～5：情報社会の一員として、公共的な意識を持ち、適切な判断や行動ができる	
	i4-1：ネットワークの公共性を意識して行動する	i5-1：ネットワークの公共性を維持するために、主体的に行動する

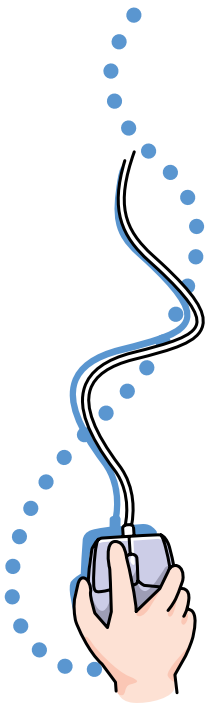

【3桁目の数字（ハイフンの後の数字）】
大目標項目内の一連番号

たとえば，コードa1-1は次を表す。
大目標項目a1：発信する情報や情報社会での行動に責任を持つ（小学校1～2年生）
中目標項目a1-1：約束や決まりを守る（小学校1～2年生大目標項目a1の1番目の中項目）

指導は初めて…という先生へ

学校全体で取り組む情報モラル指導の要点

ICT活用教育の推進と情報モラル

学校へのICT（ Information and Communication Technology）の導入の目的は，従来の教育方法や教材・教具では実現が難しかった教育目標を達成すること，また，児童生徒自身の主体的な学習活動や，発展的・創造的な学習活動を実現することにあります。

特に，これからの情報社会に備えて，ICTを問題解決に的確に活用し，情報を収集・編集・判断・発信できるような児童生徒を育てていくには，あらゆる学習の場面で，児童生徒自身にICTを活用させる機会を与えていくことが望まれます。

しかし，新しい道具を児童生徒に使わせる際には，必ず，安全指導や適切な使い方の指導を行うように，ICTの活用においても，それらの指導が不可欠です。情報モラル教育は，ICT 活用を効果的に活かすために不可欠の教育と考えていいでしょう。そのためには，児童生徒の実態を把握するとともに，どのような場面で，どんな学習活動をさせるのか，その中でICTをどのように使わせるのか，また，そこで押さえるべき情報モラルの内容は何か，などのマップづくりが必要であり，学級の中で，学年で，学校全体で，継続的にしっかりと取り組んでいくという先生方の意識が大切です。

日常のモラルがベース

社会生活や学校生活の中には様々なルールやマナーがあります。みんなが使う公共物を大切にしよう，言葉遣いをていねいにしよう，他人のいやがることや迷惑になる行動はしないようにしよう，思いやりのある言葉を使おう，あいさつをしっかりし，礼儀正しい態度を心がけよう，決まりを守って遊ぼうといった指導項目は，生徒指導や道徳の時間，学級活動で指導する内容です。

インターネットの世界も社会の一部ですので，インターネットを利用する際にも，日常生活におけるモラルが大切であることは当然です。チャットやブログに人の悪口を書き込む，迷惑メールやコンピュータウィルスをまき散らす，ポルノや残虐な画像をサイトに掲載するといった行為がマスコミなどで報道されていますが，実はこれらは，インターネットの利用の仕方の問題ではなく，「人としてのモラルに反する行為」であるということなのです。したがって，情報モラルの考え方や態度の育成は，パソコンを使うようになってからはじめる対症療法的なものではなく，日常的な心の教育や生徒指導のなかでも，少し時間をさいて行わなければなりません。児童生徒に正しいメッセージを送り続けることで，少しずつ力がついてくるのです。まずは，児童生徒の実態をつかんでください。その上で，学校で必要になる学習内容を絞り，人間として社会で生きる正しい姿勢や態度を育成するためにきわめて大切な，基本的な指導であるという認識の下に，学校をあげて取り組んでいってください。

携帯電話も含まれる

町の中で悪口を書いた紙をばらまくような行為は，人の目も気になりますので，普通は簡単にはできません。しかし，インターネット上では，人知れず悪意を持って情報を流したり，情報を操作したりすることもできてしまいます。匿名性が高いことを理由に規範意識が薄らいだり，インターネットだから特別に許されているかのような錯覚に陥ったりしておこすモラル違反の行為は問題です。インターネットの世界は公共の場であることや，インターネットの向こうには人がいることを意識しなくてはなりません。

日常生活では普通なら思いとどまる行為を，軽い気持ちで行ってしまいがちであるため，情報モラルは特別に取り上げて指導することが必要なのです。

地域や学校にもよりますが，これからはネットワークのつながりは，パソコンより携帯電話に移っていき，ますます個人単位になって大人に見えなくなっていきます。携帯電話での利用を視野に入れた指導が重要になります。

一回やればいいわけではない

ある小学校の６年生担任の先生から，夏休み前に情報モラルの指導をしようと考えていますが，どのような指導をしたらよいでしょうか，と質問を受けたことがあります。

情報モラルの指導内容には，様々なものがあります。それぞれを一回ずつ説明するだけでは，態度として定着するまでには至りません。そのため，①学級活動の中での説話，②各教科の指導，③総合的な学習の時間，④道徳といった指導すべきタイミングをうまく設定して，その時その時に応じた内容を指導したり，くり返して指導したりすることがポイントです。

また，単なる説明，指導だけでなく，友だちと討論したり，インターネットで実際に操作体験したり，資料を活用した調べ学習をしたりするなど，活動の方法を工夫して，児童生徒が情報モラルの重要性を実感できる授業を実践する必要があります。また「教室や廊下の掲示」も有効です。指導内容を計画的に配置し指導することが望ましいのはもちろんの事ですが，各教科の授業や学級活動の中で場に応じて随時行う日常的な指導も必要です。

たとえば，具体的に発生した場面をとりあげて

ある中学校では修学旅行のまとめを学校のWeb サイト上に作ることにしました。そのとき，旅行先の写真をあるホームページで見つけて，その写真をコピーしようとした生徒がいました。

この中学校では，インターネット上のWeb サイトに公開する資料に，他人が作成した著作物の無断利用はしてはいけないことを指導していませんでした。

しかし，このような具体的な問題が出てきたときが，指導のチャンスです。「やったのは誰だ」といった犯人探しのような授業ではなく，著作物を作成した人にはその権利があり，それを尊重しなければならないこと，文章の丸写しより，自分で考え，伝える相手の立場に立って文章を吟味しなければならないことなどを指導できます。

以上は一例ですが，コンピュータを使った各教科の授業では，情報モラルを指導できる場面がたくさんあります。その場に応じて，その活動に必要な範囲で情報モラルの指導を行うことは，大変に効果的です。

学校全体の取り組みとして

校種にかかわらず，それぞれの学校では年間を通した情報教育の年間指導計画のなかに情報モラルの欄を作って，指導事項・指導内容を位置づけるとよいでしょう。また，各学年の児童生徒の発達段階や生活の仕方によって，内容の配置を工夫し，継続的に指導できるようにしましょう。

情報モラルを総合的な学習の時間で指導したり，各教科等の授業のなかで扱ったりする場合などについても指導計画のなかに位置づけるとよいでしょう。モデルカリキュラムは，その全体計画の構成に役立つでしょう。

学校による実態把握と指導が要請されている

情報モラルの指導では，自分が指導する児童生徒の実態を把握し，状況に応じた対応をすることが求められます。その際，学校以外の場所でもどのように携帯電話やインターネットが使われているか知ることが重要です。

インターネット普及率の急伸

財団法人インターネット協会監修の「インターネット白書2006」によると，インターネットの普及は急速に伸び，接続場所や機器を問わず，世帯内にインターネットを利用している人がいる比率（インターネット浸透率）は85.4%に達しています。また，ブロードバンド世帯普及率も2006年２月時点で41.4%と高い伸びを記録し，高速で快適にインターネットを使うことができる家庭が半数に近づいて，今や本格的なブロードバンドの時代の到来と言っても過言ではありません。

◉インターネット世帯浸透率と世帯普及率，ブロードバンド世帯普及率の推移〔1998年ー2006年〕

年	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
世帯浸透率	14.0	20.3	24.6	46.5	62.4	73.0	78.1	82.8	85.4
世帯普及率	7.1	12.9	20.9	27.5	40.0	48.4	52.1	55.4	57.3
ブロードバンド世帯普及率	—	—	—	—	7.4	19.0	25.1	36.2	41.4

「インターネット白書2006」©Access Media/impress R&D,2006

インターネットや携帯電話の普及によって生まれる光と影

コンピュータや携帯電話などのIT機器の急速な普及によって，日常生活もビジネスもいろいろな面で変化してきました。

しかし，その変化は光の部分（便利さや快適さ）ばかりでなく，影の部分（犯罪や危険）も大変に大きいものです。以前には想像もつかなかった新しい形の犯罪やトラブルが日々発生し，被害も急増しているのです。そして，児童生徒がこれに巻き込まれたり，知らないうちに犯罪を犯してしまったりしていることも珍しくありません。

ウィルスやスパイウェアの被害，ネット詐欺の被害，有害サイトによる心と体への知らず知らずの影響，さらに，コンピュータを長時間使ったり，オンラインゲームによる心身への影響についても臨床心理学・医学の見地から，悪影響の可能性が報告されています。

児童生徒にとって有害なサイトの例
- ポルノ画像や風俗情報を載せたサイト
- 出会い系サイトの一部
- 暴力・残虐画像や情報を集めたサイト
- 他人の悪口や誹謗中傷を載せたサイト
- 犯罪や自殺を助長するサイト
- 薬物や麻薬情報を載せたサイト
- その他，児童生徒の発達段階に適さない心身の健やかな発達を阻害する内容のサイトなど

児童生徒が情報社会特有の被害やトラブルから**自分の身を守り，被害者にも加害者にもならない**よう，そして，**便利で安全に賢く光の部分を大いに活用できる**ように，その能力や技能の向上を支援することが，学校の情報モラル教育の役割です。

ところで…，利用状況の実態把握はできていますか？

このような情報モラルの指導のためには，まず，先生方が**自分の指導する児童生徒の利用の状況**について，家庭など学校以外の場所での利用も含めて**実態を把握し，日常の授業や保護者への啓蒙に役だてていく**ことが大切です。学級や学年ごとの調査と学校全体の集計で，各学年や各学級のインターネットの利用状況をつかむことは，児童生徒の実態に合った指導計画をたてるために必要です。

インターネットの利用実態調査から

(1)平成18年度「情報モラル等指導サポート事業」で実施した調査の結果です。発達段階による利用の仕方の変化がうかがえます。（協力校：小学校８校，中学校４校，高等学校５校）

◉インターネットを主に何に使っているか（データは該当学年調査人数に対する割合（%））

	小３	小４	小５	小６	中１	中２	中３	高１	高２	高３
調査人数（人）	394	398	431	475	497	535	525	1064	826	681
① 情報を調べる	48.7	61.8	64.3	72.4	70.0	78.7	82.7	81.5	82.1	87.1
② ゲームをする	45.9	44.7	50.3	47.6	49.3	38.9	36.8	28.2	22.4	23.6
③ メールをする	3.3	5.5	7.0	12.8	24.1	31.2	32.6	20.4	15.6	20.7
④ 掲示板を使う	4.3	4.8	5.8	10.3	11.1	12.7	16.8	19.9	18.6	18.2
⑤ チャットをする	3.3	4.5	4.9	9.9	9.9	12.5	15.8	8.1	6.8	9.5
⑥ 買い物をする	4.8	6.0	7.4	9.1	5.8	12.3	14.5	15.5	20.1	25.8
⑦ ブログを見る	／	／	／	／	18.3	27.5	25.9	22.2	20.3	21.6
⑧ ブログを書く	／	／	／	／	5.4	8.6	6.3	5.1	7.9	7.6
⑨ 使わない	17.5	15.3	11.1	11.2	／	／	／	／	／	／
⑩ その他	5.6	5.3	2.6	3.8	4.2	4.3	2.7	5.8	4.1	3.5

(2)平成17年６月発行，東京都生活文化局都民生活部の小冊子「インターネットガイドブック」によると，小学生を持つ保護者でインターネットを利用している1100人の回答結果は次のようになっています。

●親子でのインターネット利用のルールがあるかどうか？
- ① 親の目の見える所で利用するようにしている　629人
- ② 利用時間数や時間帯を決めている　240人
- ③ 自由に使わせている　227人

●子どもは特殊なサイトを見てしまったことがあるか
- ① 見たことはない　903人
- ② 分からない　72人
- ③ アダルト画像　69人
- ④ 出会い系サイト　47人
- ⑤ 他人の悪口や誹謗中傷の情報　24人
- ⑥ 犯罪をそそのかしたり薬物や麻薬の情報　７人
- ⑦ 暴力や残虐画像　17人

(3)下記は，平成16年度に全国の小学校５年生，中学校２年生，および児童生徒の保護者を対象にした(社)日本PTA全国協議会の「子どもの心に与える有害情報問題の取り組み『青少年とインターネット等に関する調査』」の概要からの抜粋です。（調査人数：小学５年生…2469人，中学２年生…2567人／小学５年生保護者…2694人，中学２年生保護者2396人）

●使うとき保護者はどうしているか
- 小５　何もせず自由にしてくれる　57.1%
- 　　そばに一緒にいる　22.7%
- 中２　何もせず自由にしてくれる　83.8%
- 　　そばに一緒にいる　6.4%

●電子メールの利用
- 小５　週１回以上　61.1%　ほぼ毎日　23.6%
- 中２　週１回以上　89.3%　ほぼ毎日　58.3%

●出会い系サイトの広告メールを受信し返信した
- 中２　2.7%　出会い系サイトの利用経験　1.8%

●インターネット利用についての家庭内のルール
親が決めたルールはない
- 小５　60.8%　中２　75.0%

●インターネットを使うとき特に注意していること
特にない　小５　27.5%　中２　27.9%

●インターネットの利用頻度　週１回以上
- 小５　51.1%　中２　65.2%

●インターネットの利用目的１位
- 小５　勉強のための情報入手
- 中２　趣味や娯楽のための情報入手

（「趣味や娯楽」57%，「気分転換・ひまつぶし」52%，「勉強のための情報入手」37%の順。）

携帯電話の利用実態調査から

携帯電話は児童生徒にどの程度普及し，どのように使われているのでしょうか。〔「情報モラル等指導サポート事業」で平成18年12月に実施した調査（協力校：小学校８校計1698名，中学校４校計1557名，高等学校５校計2571名）より〕

（データは該当学年調査人数全体に対する割合（%））

◉自分の携帯電話を持っているか

学　年	持っている	持っていない	合　計
中学３年生	304	209	513
中学２年生	267	248	515
中学１年生	198	290	488
小学６年生	92	373	465
小学５年生	68	350	418
小学４年生	81	307	388
小学３年生	66	316	382

携帯電話を持っている割合（無回答を除く）

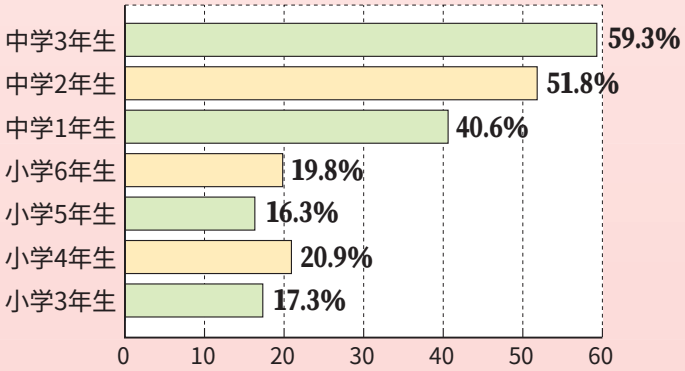

◉携帯電話を主にどのように利用しているか

	小３	小４	小５	小６	中１	中２	中３	高１～高３平均
調査人数（人）	394	398	431	475	497	535	525	2571
① 電話をする	9.1%	11.8%	8.6%	13.3%	34.0%	39.3%	46.3%	86.6%
② メールをする	7.4%	8.5%	9.3%	15.8%	42.9%	55.0%	59.8%	92.5%
③ 携帯サイトを見る	2.0%	2.3%	0.7%	5.3%	15.1%	21.1%	32.4%	74.3%
④ その他	6.6%	5.3%	3.5%	1.9%	7.4%	6.5%	5.5%	12.1%

◉携帯電話に次のようなメールが来たことがあるか

	小学校	中学校	高等学校
調査人数（人）	1698	1557	2571
① 知らない人から	2.2%	19.1%	38.4%
② 出会い系サイト	(1.2%)※	4.4%	22.4%
③ チェーンメール	2.4%	31.3%	61.6%
④ お金の請求	0.2%	2.0%	8.5%
⑤ 他の変なメール	1.1%	2.0%	3.3%
⑥ トラブルに巻き込まれた	―	3.0%	3.9%

※は「誘いのメール」として質問

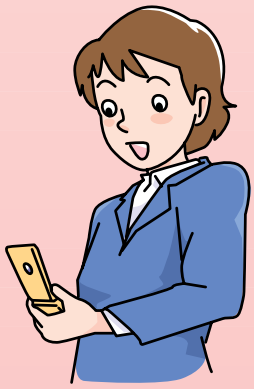

子どもの実態を把握する必要がある

これらのデータから，保護者の目の届くところで利用させたり，何らかのルールを作って使用させている保護者は，少数派であることがわかります。また，割合としては小さいですが，出会い系サイトを利用した経験がある児童生徒や，教育上不適切な情報にアクセスした児童，インターネットで怖い思いや，いやな思い・困った思いをしたことがある児童がいることもこのデータは示しています。

メールやチャットの相手・内容を，保護者が分かっているか，悪口や嫌がらせなどを書いたり，書かれたりしていないか，けんかなどのトラブルを引き起こしていないか，チェーンメールを転送していないかなど，**保護者が子どものインターネットの利用実態を把握し，家庭でしっかりとした指導や対策をする**必要があります。

例えば，ネットゲームは不特定の相手と対戦できるだけでなく，チャット機能によって，お互いに知り合えるものもあります。平成18年夏には，出会い系サイトより利用者の警戒心が薄いゲームサイトで，女子高校生を巧みに誘い出し，淫行に及ぶという事件が発生しています。また，リアルマネートレード（ゲーム内で使用するお金やアイテムを現実社会のお金で売買すること）によって，小学生が月に何十万円というお金を使ってしまったケースもあります。なかには，ゲームに負けた腹いせに，相手の悪口をネット上に書き込むケースもあるようです。

さらに，なかには児童生徒には不適切な画像や情報を使ったゲームサイトがあり，特定の分野のマニアに人気があるサイトがあります。そのようなサイトの名称は，普通の文言が使われているため，フィルタリングシステムによる閲覧制限の網をすり抜けてしまい，児童生徒が目にすることがあります。そのサイトを見ることが，よいか悪いか判断せずに口コミで児童生徒に広がり，保護者や先生の知らないところでの利用が増加しています。

このほか，視力の低下などの健康への害や，生身の友達と遊んだり関わったりする時間の減少など，身体や心の成長の観点からの問題も考える必要があります。

保護者の目の届くところでパソコンやゲーム機を利用させたり，パソコンや携帯電話のフィルタリングシステム等を利用して児童生徒に利用させたくないサイトは利用できないようにしたりすることが，児童生徒を守るために一番重要です。

特に次の４つのことを保護者にアドバイスするとよいでしょう。

①チャットボード，自己紹介サイト，ネットゲームも使い方によっては，出合い系サイト，自殺サイトと同様の機能を果たすことがある。
②ゲームの内容や構成が不適切である可能性がある。
③対戦する相手とトラブルになったり，トラブルに巻き込まれたりする可能性がある。
④ついつい長時間利用してしまいネット依存になるなどの心身に悪い影響が出る可能性がある。

学校が家庭での利用実態把握を元に保護者と連携した情報モラル教育を

学校でのインターネット利用は，使う時間も内容も限られている上，フィルタリングシステムが導入されたり，セキュリティ対策も取られていたりするなど，一定の安全性が確保されています。

しかし，個々の家庭やネットカフェなどのPC，携帯電話では，インターネット上の危険に無防備な状態で児童生徒が利用しているケースが少なからずあります。インターネット利用の普及に伴い，犯罪や被害・トラブルが増加し，また，それらに関係する被害者，加害者が低年齢化しています。多くの児童生徒はインターネット上の危険に対して無防備な状態で，しかも，自分が危険な状態であることさえ分からずに利用しているのです。

児童生徒に適切なインターネットの利用方法を教えられる知識を持っている保護者は少数です。**学校が児童生徒の家庭でのインターネットや携帯電話の利用実態を把握し，それを元にして，学校が保護者と連携して情報モラル教育を行っていく**ことが大切です。

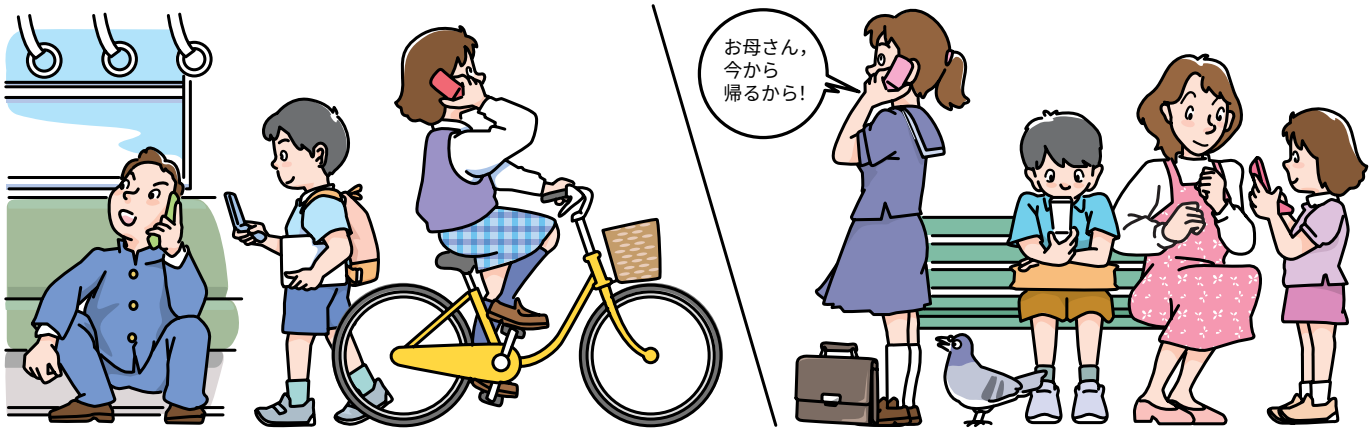

第2部 これならできる 情報モラル指導実践例

今すぐできる情報モラル指導
―児童生徒が自ら考える情報モラル―

p.16からの実践事例紹介に先だって，初めての先生でもすぐにできるお勧め指導例の公開です。

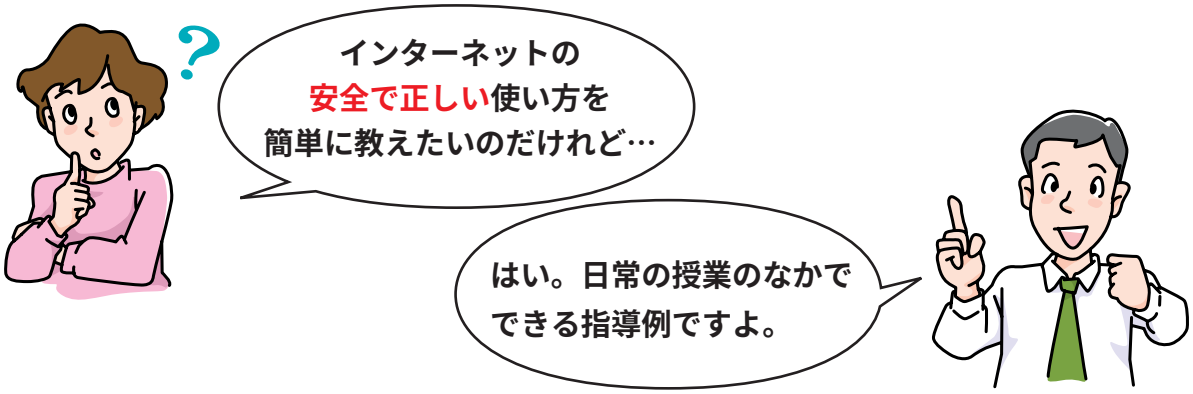

この教材「ネット社会の歩き方」を使います。

「ネット社会の歩き方」とは？

インターネットを安全に活用するための考え方やノウハウを学ぶための教材です。問題点を把握して考える学習を始めるために，アニメーションを用いた親しみやすい教材です。

「ネット社会の歩き方」は，財団法人コンピュータ教育開発センターが実施したプロジェクトで開発されました。このプロジェクトの成果が広く学校や家庭で利活用されるよう，そして家庭への普及を目指して，Webサイト名称「ネット社会の歩き方」を公開しております。
（著作権は独立行政法人情報処理推進機構（IPA）及び経済産業省に帰属します。）

出典：「ネット社会の歩き方」（URLは，http://www.cec.or.jp/net-walk/ ）
（検索サイトで，「ネット社会の歩き方」をキーワードにして検索すると容易にアクセスできます。）

指導例

チェーンメールで
困っています…

こういう声が聞こえたら…
こういう声を聞く前に…

発問例

インターネットはわからないことを簡単に調べたり，自分の意見を世界へ発表したりできるとても便利なものです。でも，ルールやマナーを守らないと，せっかくできた友達とけんかになったり，トラブルに巻き込まれることもあります。そこで，このユニットを学習してみましょう。

準備・コンテンツで自主学習

先生は，あらかじめ指導しようとする内容について，一通り見ておいてから，授業を始めます。

①学習ユニット教材の目次を開きましょう。

②目次から「26 チェーンメールはカット」を選んでクリックしましょう。

③コンテンツ画面を視聴しましょう。

「解説つき」「解説なし」の両方から選べます。

目次画面

自分の考えをまとめ，話し合い

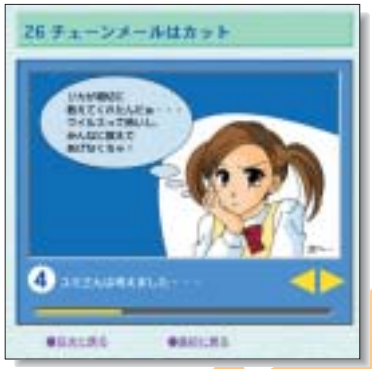

コンテンツ画面の例

④視聴を終えてから，下の例のような
ワークシートに各自の考えを書かせましょう。

⑤各自の考えや感想をもとに，班ごとに
話し合います。

学習のまとめ

⑥各班の意見をもとに，学級でまとめを
してみましょう。

⑦解説画面を視聴して学習をまとめましょう。

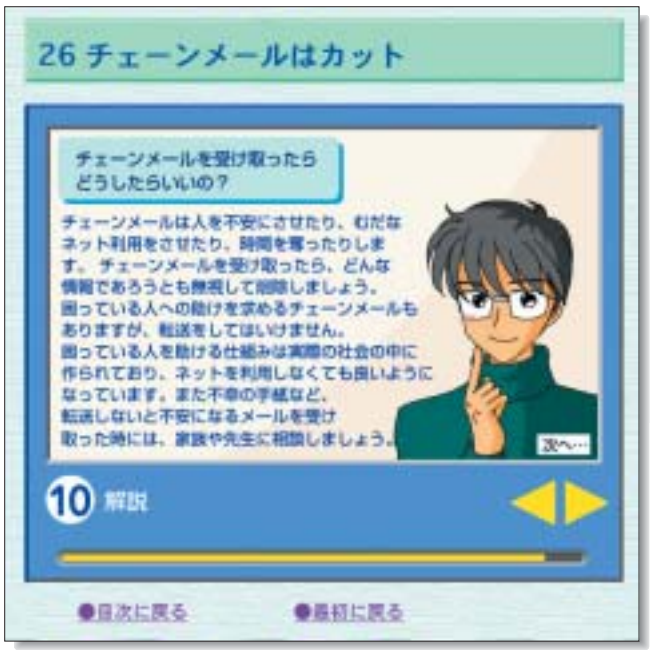

ワークシートの例

ワークシート
視聴したユニット
番号（　　）タイトル

ユニットの内容をまとめてみましょう。

視聴をした感想と自分の考えを書いてみましょう。

班の人から感想を書いてもらいましょう。
氏名（　　）

今日の学習から学んだことを書いてみましょう。

こんな工夫もできる?!

①複数のユニットを視聴して → 意見交換
②(1)１つのユニットを印刷して紙芝居づくり
　(2)学級での発表と意見交換，まとめ
③(1)各班１つずつのユニットを選択
　(2)紙芝居の制作
　(3)各班ごとの発表と意見交換，まとめ

小中高 9 の実践事例

授業での「初めの一歩」実践事例①　小学校①　国語　第３学年

相手にわかりやすく伝えよう
出来事を伝える活動を通して

本時の指導目標と対応する学習指導要領の内容

①出来事を分かりやすく伝えるために必要な「いつ」「どこで」「だれが（何が）」「どうした」の役割を知る。
②分かりやすく伝える工夫をしながら文章を書くことができる。
③友だちの作文を読んで，分かりやすく伝えるために工夫していることや伝えたい気持ちを見つけることができる。

国語（第３学年及び第４学年）２　Ｂ　書くこと　⑴書くことの能力を育てるため，次の事項について指導する。
ア　相手や目的に応じて，適切に書くこと。
イ　書く必要のある事柄を収集したり選択したりすること。

ここでの情報モラル指導のねらい

a2-1：相手への影響を考えて行動する
c2-1：情報の発信や情報をやりとりする場合のルール・マナーを知り、守る

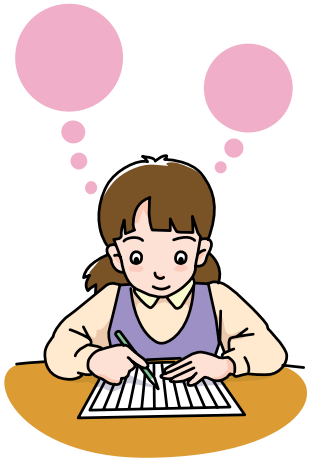

指導計画略案・学習活動

第１時	どのような学習をするのか見通しを持つ
第２時	毎日の生活の中で起こった，うれしかったことやおどろいたことなど，みんなに知ってもらいたい出来事を文章に書く学習の中で，「いつ」「どこで」「だれが（何を）」「どうした」の役割を知る
第３時	「いつ」「どこで」「だれが(何が)」「どうした」の項目ごとに書くことを選ぶ
第４時	選んだ項目を使って，作文を書く
第５時	友だちの作文から，工夫してあるところを探したり，伝えようとしている気持ちを読み取ったりする

指導のポイント・留意点

この授業では，現実の出来事を相手に分かりやすく，かつ正確に伝えられるように文章を工夫することを目標としています。

分かりやすく，かつ正確に伝える工夫に加えて，相手に自分の思いや気持ちを伝えることや，逆に相手の気持ちを読み取ることを学習内容に付加することで，「相手の気持ちに立った態度」を育成することが可能となります。相手の気持ちになって読み解くことは，手紙や葉書などの紙ベースのメディアであっても，電子メディアであっても，その重要さには変わりがありません。

国語では「伝え合う力」を育成するための言語を用いたコミュニケーションの学習が大きな柱の１つとなっています。この領域で相手を思いやる気持ちや態度を習得することは，**インターネット上でのコミュニケーションに関する情報モラルの学習**に発展していく学習となるのです。

授業での「初めの一歩」実践事例 ②　小学校②　社会　第４学年

ホームページの正しい使い方

インターネットで調べ，コンピュータでまとめてプレゼンテーション

本時の指導目標と対応する学習指導要領の内容

県の産業の概要を，地図や各種の具体的資料を効果的に活用して調べ表現するとともに，県の産業の特色や県の地形や交通との相互の関連などについて考える力を育てるようにする。

社会（第３学年及び第４学年）　2⑹イ　県（都，道，府）全体の地形や主な産業の概要，交通網の様子や主な都市の位置

ここでの情報モラル指導のねらい

c2-1：**情報の発信や情報をやりとりする場合のルール・マナーを知り、守る**
d2-1：**危険に出合ったときは、大人に意見を求め、適切に対応する**
e2-1：**情報には誤ったものもあることに気づく**

指導計画略案・学習活動

第１時	県の産業の概要を調べる計画を立てよう **・どんなことを何で調べるか話し合おう**
第２時～第３時	県下のいろいろな生産物や特産物について調べてみよう **・副読本や資料集，インターネットで調べて，ノートや白地図に書き出してみよう**
第４時	なぜそのような生産物がさかんなのか考えよう **・県内の生産物の生産分布の特徴について考えよう** **・地形や交通網，歴史的なことなどとの関係を考えよう**
第５時	ノートや白地図を利用して発表しよう **・OHCやプロジェクタを使って考えを分かりやすく説明しよう**

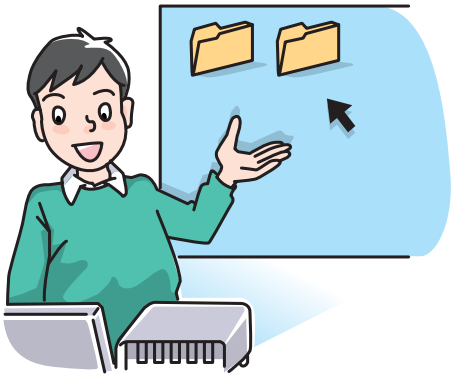

指導のポイント・留意点

①コンピュータで調べたり，ノートにまとめたりするときに，次のポイントを指導します。

- **調べるものと関係のないページが出てきたらすぐにウィンドウを閉じましょう。**
- **どうしたらいいか分からないページが出てきたら先生に相談しましょう。**
- **いろいろな資料を比べて考え，正しい情報を選んで記録しましょう。**
- **よい資料を見つけたときは，できるだけ自分の言葉でまとめましょう。**
- **Webページの内容を参考にしたときには，参考にしたページのURLを書いておきましょう。**

②発表するときには次のポイントを指導します。

- **どんな質問をしたのか，どんなホームページや資料を使ったのかをきちんと発表しましょう。**
- **資料を指し示しながら，聞き手に向いて説明しましょう。**

ルールを守りマナーに気をつけて取材しよう

情報手段を用いた地域の環境調査

本時の指導目標と対応する学習指導要領のねらい

地域の環境について主体的に調査し，自ら課題を見つけ，探究することにより，よりよい生活のあり方を考えることができる。

総合的な学習の時間　２　(2)
学び方やものの考え方を身に付け，問題の解決や探究活動に主体的，創造的に取り組む態度を育て，自己の生き方を考えることができるようにすること。

ここでの情報モラル指導のねらい

c3-1：**何がルール・マナーに反する行為かを知り、絶対に行わない**
c3-2：**「ルールや決まりを守る」ということの社会的意味を知り、尊重する**
e3-1：**情報の正確さを判断する方法を知る**
h3-1：**情報の破壊や流出を守る方法を知る**

指導計画略案・学習活動

第１時～第３時	①川の環境調査をしよう ・**地域の環境問題を調査するためにディジタルカメラを使って川の様子（水の色，ごみ，魚，水生生物）を取材しよう** ・**川の近くに住んでいる人に川の環境についてビデオカメラでインタビューしよう** ・**集めた情報を整理し，川の環境問題を明らかにしよう**
第４時～第６時	②電子メールを使って質問しよう ・**川の上流と下流にある学校と電子メールを使って交流し，川の環境問題について情報を集めよう** ・**収集した情報を分析し，環境問題が起こった原因を考えよう**
第７時～第10時	③取材をした内容や交流で得られた情報をもとに学習のまとめをしよう ・**環境調査や電子メールの交流で分かったことをグループごとに様々な表現手段（模造紙による新聞作り，プレゼンテーションソフトによる資料作り，情報紙作りなど）を使ってまとめ，学習発表会を行おう**

指導のポイント・留意点

①ディジタルカメラを使って川の環境調査をする際，次のポイントを指導します。

- **まず取材するときには，最初に，「○○小学校の○○と申します。」と名乗りましょう。**
- **撮影する場合には，撮影する目的を説明して，許可をとりましょう。撮影される人には肖像権という権利があります。**
- **学習成果をホームページに掲載したり，学校外で行われるコンクールに応募したりするときは発表する内容や範囲・予定などを説明して許可をとりましょう。**

②電子メールで質問をする際，次のポイントを指導します。

- **パスワードを入力するときは，ほかの人に見られないようにしましょう。**
- **メール（電子メール）を送信するときには，最初に，相手の名前と挨拶を書き，改行した後，「○○小学校の児童です。」と名乗りましょう。長文のメールでは最後まで読まないと，画面で誰からのメールなのか確認できないからです。**
- **メールを送信する前に，失礼な表現がないかどうかを先生に確認してもらいましょう。**
- **メールなどで教えてもらうときは，相手の方に貴重な時間をとっていただいていることに感謝しましょう。**

③取材した内容や交流で得られた情報をもとに学習のまとめをします。

- **得られた情報をまとめるのに様々な方法があることを知る。**
- **自分たちの持っている情報はどのような方法でまとめるのがよいかグループごとに話し合う。**
- **発表の役割を決め，練習を行う。**
- **発表会では他のグループの発表内容を比べながら，地域の環境問題について考えを深める。**
- **環境調査やメールでの交流に協力していただいた人や友達に学習発表会の報告とお礼の連絡をする。**

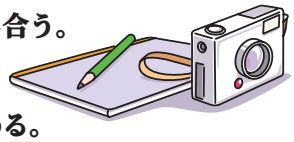

その情報，本当に正しい？

インターネットを賢く安全に使うために　～情報の信頼性と安全性～

本時の指導目標と対応する学習指導要領のねらい

情報の信頼性を判断する力や，メディアによる情報の新しさの違いを理解し，目的に応じた情報を入手して活用できるようになる。

総合的な学習の時間　２　(1)
　自ら課題を見付け，自ら学び，自ら考え，主体的に判断し，よりよく問題を解決する資質や能力を育てること。

ここでの情報モラル指導のねらい

d3-1：**予測される危険の内容がわかり、避ける**
d3-2：**不適切な情報であるものを認識し、対応できる**
e3-1：**情報の正確さを判断する方法を知る**

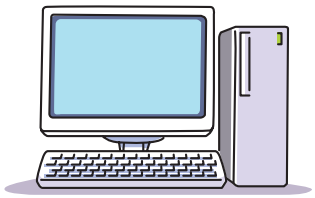

指導計画略案・学習活動

第１時	①インターネットの利用経験について，使い方や困ったことなどを話し合い，インターネットを賢く安全に使うために気をつけることを考えよう **・デマや嘘・個人情報入手のための模擬サイト画像を使って，危険な箇所，怪しいと思われる箇所を探そう。** **・危険なサイトの見分け方，対応の仕方を理解しよう。**
第２時	②インターネットサイトから得られた工業についてのデータと教科書や地図帳のデータを比べてみよう **・メディアによる情報の新しさや信頼性について話し合い，目的に合った情報入手の方法を考えよう。**
第３時～第４時	③Webページの使い方についてまとめよう **・インターネットで確かな情報を入手するとともに，安全に活用するための方法を「インターネットの約束」にまとめよう。** **・「インターネットの約束」に従って実際にインターネットを使ってみよう。**

指導のポイント・留意点

①総合的な学習の時間では，問題解決的な学習を展開する過程でインターネットを使って情報を収集し活用します。そうした活動の前に，信頼できる情報を安全に手に入れる方法を身につけるための学習活動です。

②インターネットは誰もが発信できるメディアであるため，発信されている情報には不正確なものや間違ったものが含まれていることを知ります。不確かな情報に出合った際には，新聞やテレビなど他のメディアの情報と比較することで情報の信頼性を確認するようにします。

**　また，インターネットには危険な情報も含まれていることを知り，そのような情報に接しない方法や，万一そのような情報に出合った際の適切な対処法を指導します。**

検索結果一覧の模擬画面

模擬サイト画面

授業での「初めの一歩」実践事例 ⑤　小学校⑤　道徳　第４学年～第６学年

電子メールを気持ちよく使うには

メールと顔を合わせてのコミュニケーションの違いを考えよう

本時の指導目標と対応する学習指導要領の内容

顔を合わせてのコミュニケーション（会話）と，電子メールでのコミュニケーション（文字情報）での伝わる内容の違いを，具体的な体験の交流や資料を活かした話し合いを通して学習する。

ポイントは，児童に，実際の話し言葉をそのまま文字にしても，気持ちを表せないことを体験を通じて理解させ，パソコンや携帯電話の電子メールによる文字情報のみのコミュニケーションでは，どんな文章にすると，相手にきちんと気持ちを伝えられるのかを考えさせることである。それをもとに，相手が直接見えなくても相手を感じ，尊重する心情を伝えるための留意点について学習する。

道徳　第３学年及び第４学年　２　⑵　相手のことを思いやり，親切にする。
第５学年及び第６学年　２　⑵　だれに対しても思いやりの心をもち，相手の立場に立って親切にする。

ここでの情報モラル指導のねらい

①４年生…　a2-1：相手への影響を考えて行動する
　　c2-1：情報の発信や情報をやりとりする場合のルール・マナーを知り、守る
②５・６年生…　a3-1：他人や社会への影響を考えて行動する
　　c3-1：何がルール・マナーに反する行為かを知り、絶対に行わない

指導計画略案・学習活動

全１時間（または２時間）	コンピュータで電子メールや掲示板のミニ体験（校内LAN使用）をして，それがどんなものかを感じ取る。（別の機会に体験したことを思い起こしてもよい。） 今までに，コンピュータで電子メールや掲示板の体験をしたことがある場合，やってみてどうだったかを話し合う。特に，よかったこと（うまく送れたこと，喜んでもらえたことなど）や，いやだと思ったこと（意味の分からない文章がきた，本当でないことが書いてあったなど）について交流する。 教材（資料）を読んで，次のことについて考え，話し合う。 ①日常から悟と健太とどんな感じで声を交わしているか。 ②健太にメールを送っているときの悟の気持ちと，メールをもらったときの健太の気持ちはどんなだろうか。 ③真司から「ぼくだってこんなメールいやだよ。」と言われたときの悟の心の中がどうだったか（ワークシートに書き込む）。 今までのメールによる心の行き違いについてもう一度振り返り，どのようにすればこのようなことが避けられるかについて考え，まとめる。

教材（資料）「悟の失敗」

サッカー仲間の大の仲良しの二人（悟（さとる）と健太）は、いつも「ボールいくぞ」「おお」「何やってんだよ、どじだなあしっかりとれよ。」「何言ってんだ。悟こそ弱チョロボール。ちゃんと届くような玉を送れよ」などと、大声で言いながらサッカーを楽しんでいる。「ひどい言い方、けんかになるよ。」とまわりから言われても、心が通じ合っているから平気平気と言って、あいかわらず楽しそうにサッカーをやりながら大声で話している。そんなある日試合があった。悟が送ったパスを健太が取ろうとしたが、ころんで敵に取られてしまう。試合は悟達のチームの負けで終了した。

落ち込んでいる健太を励まそうと悟はメールを送った。ところが返事も来ないし、次の日から健太の態度がどうもおかしい。ろう下の向こうから健太がやって来たので、悟は声をかけようとした。いつもならすぐにあいさつをしてくれるのになぜか悟を見ないようにしてさっと行ってしまい避けている。悟は遊びに来た友達の真司にメールの画面を見せて相談した。真司はメールを見るなりあきれて「これがはげましのメール？　これじゃ健太が悟と会いたくないのも無理ないよ。落ち込んでいる時にこんなメール来たら、ますます落ち込むのは当然だよ。ぼくだってこんなメールいやだよ。」と言った。悟は驚いて「えっ、いつも話しているように打ったんだけどなあ・・・・。失敗したな。」と言い、もう一度メールを読んで考え始めた。

悟から健太への電子メール　「ちゃんとやれよ　健太！」

「健太へ　　今日の試合は残念だったな。せっかくおれがいいパスを回してやったのに、かんじんなところでころぶなんて、どじだよな。試合にもまけちゃうし。ころんだけど、足、けがしなくてよかったな。次の試合ではちゃんとやれよ。
悟より」

授業での「初めの一歩」実践事例 ⑥　中学校①　保健体育　第１学年～第３学年

コンピュータを使い過ぎると…

コンピュータの心身への影響について考えよう

本時の指導目標と対応する学習指導要領の内容

コンピュータの心身への影響について考える。

コンピュータや携帯電話，ゲーム機などを長時間使用すると，心身に悪い影響があることを知る。使う時の注意事項について考え，自分の健康は自分で守るという意識を高め，健康によい生活行動を自ら実践することが必要であることを理解できるようにする。

保健体育　保健分野　2⑴エ　心の健康を保つには，欲求やストレスに適切に対処するとともに，心身の調和を保つことが大切であること。　2⑷ア　健康は主体と環境の相互作用の下に成り立っていること。　2⑷イ　健康の保持増進には，年齢・生活環境等に応じた食事，運動，休養及び睡眠の調和のとれた生活が必要なこと。

注：本事例は中学校を対象としていますが，地域の実態に応じて，小学校高学年で実施している事例も報告されています。

ここでの情報モラル指導のねらい

d4-2：トラブルに遭遇したとき、主体的に解決を図る方法を知る

f 4-1：健康の面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる

指導計画略案・学習活動

第１時	・コンピュータをどのようにどのくらいの時間使っているか，実態把握もふくめて挙手など気軽な雰囲気で紹介しあう。ゲームを長時間やる，教育上不適切と思われるサイト（残虐や下品な表現やわいせつな画像などが掲載されているサイト）の閲覧などの意見も出て実態がつかめる。 ・脳，目，首・肩・背中，手，全身について，提示の資料やコンテンツから，**コンピュータを長時間使うことで，どのような影響があるか**を知る。目については，眼精疲労，ドライアイなど。首・肩・背中，手については，こりや痛みが慢性化する。全身については，リズム正しい睡眠の必要性（眠っている間に疲れがとれ，成長ホルモンが分泌されて身長ものびる。覚えたことは脳で整理され，しっかり記憶される。免疫力が高まり病気になりにくくなるなど）を理解し，時間を忘れ夜更かしした場合の生活リズムの乱れによる体への影響について，自分の生活を振り返りまとめをする。
第２時	・教育上不適切と思われるサイトの閲覧での，**心や脳の発達への影響**について学習する。
第３時	・**ネットゲームやテレビゲームの影響**について，資料などから知識を得る。通常，目から入った情報は脳の視覚野で何が見えたか分かり，前頭葉で理性を持って判断し行動する。前頭葉は理性，人間らしさの脳といわれている。ゲームをやりすぎ，睡眠時間が不足したり，他人との関わりが極端に少なくなったりすると，注意力が散漫になったり，無気力になったり，感情の起伏が激しくなったり，思いやりがなくなったりする可能性がある。自分の生活を振り返り，思いあたることはないか考え，健康によい生活のためのコンピュータの使い方について各自まとめをする。

「そんなつもりじゃなかった」ネット上での誹謗中傷

調べ学習，川柳作りの活動を通して

本時の指導目標と対応する学習指導要領の内容

「A話すこと・聞くこと」,「B書くこと」,「C読むこと」及び〔言語事項〕について相互に密接な関連を図って,国語の授業で学習した力を伸ばすことを目指す。

新聞記事データベース等を利用して調査することを通じて，インターネット上で起きている事件について調査し,社会的な問題や自分たちの課題について考え,自己の生き方について考えることを目指す。そして,軽はずみな行動が自分の生活，友だちの生活，社会全体にどのように影響を与えるのかを新聞等で報道されている事件を通じて知る。

また，川柳作りでは，他の人に正しい行いをするよう呼びかけることで，よりよい社会を作り上げることに貢献しようとする態度を養う。

総合的な学習の時間　第４　2⑴自ら課題を見付け，自ら学び，自ら考え，主体的に判断し，よりよく問題を解決する資質や能力を育てること。
国語［第1学年］1⑵必要な材料を基にして自分の考えをまとめ，的確に書き表す能力を高めるとともに，進んで書き表そうとする態度を育てる。

ここでの情報モラル指導のねらい

a4-1：情報社会における自分の責任や義務について考え、行動する
d4-2：トラブルに遭遇したとき、主体的に解決を図る方法を知る
g4-1：情報セキュリティの基礎的な知識を身につける
i 4-1：ネットワークの公共性を意識して行動する

指導計画略案・学習活動

第１時	【オリエンテーション】 ・新聞記事データベースの利用方法の説明，図書室，地域の公立図書館の利用の仕方についての説明。 ・学習期間中は，昼休み，放課後等にPCルームで，調べ学習をすることが可能であることの説明。
第２時～第３時	【アンケートと課題の確認】 ・情報モラルについての生徒の実態調査と，課題の確認。 ・グループで調べたこと,考えたことのまとめ方についての指導。 ・どのような形で発表するかについての相談。
第４時～第６時	【調べ学習とまとめ】 ・グループで調べ学習を行い，それをまとめる。
第７時～第８時	【川柳作り】・川柳の作り方の学習と情報モラル川柳作り。
第９時～第10時	【発表会】 ・調べたり，考えたりしたことをグループごとに発表する。

指導のポイント・留意点

PCに詳しい先生だけがやるのではなく，学年全体，学校全体で取り組むことが重要です。指導にあたって，先生にはブログやSNS（ソーシャルネットワークサービス）の仕組みなどの技術的な知識よりも，新聞などに報道されているインターネット上の事件についての知識が必要です。先生側が事前に新聞記事データベースなどでインターネット上の事件の記事を調べておき，生徒が効率よく資料を探し出せるよう，支援することがポイントです。そのことを理解すればPCに詳しくない先生も指導できるはずです。

また，ネット上に公開された情報は誰もが見ることができ，何気なくネット上に公開した情報が，社会に大きな影響を与えることがあることを生徒に理解させることが重要です。

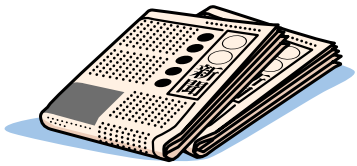

Column　誹謗中傷（ひぼうちゅうしょう），ネットいじめへの対応

誹謗中傷，メール（電子メール）によるいじめなど，インターネットを悪用した人権侵害をする児童生徒がでないように予防教育を行うことは重要です。22ページの実践事例や28ページの指導内容は加害者にならないための教育指導の参考になります。

一方で，児童生徒がネット上の誹謗中傷やいじめの被害を受けることもあります。そのような被害について児童生徒や保護者から相談された場合は，次の事項を参考にして対応するとよいでしょう。

(1)　事実確認をする

正確な事実確認を行うためにWebページの画面やメールの文章などを印刷したりデータ保存したりして，冷静な目で判断をすることが必要です。問題となる事実が確認できた場合は，学級担任などの特定の教員が抱え込むのではなく，学校全体で取り組み，その問題の影響範囲や被害の程度に応じて警察等の機関に相談することも検討します。なお，個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は，表面的・形式的に行うことなく，いじめられた児童生徒の立場に立って行うことに留意することが必要です。（参考：いじめの問題への取組の徹底について（通知）　18文科初第711号　http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06102402/001.htm）

(2)　被害の拡大を防ぐ

誹謗中傷の内容が次々に転載されることで，被害の範囲の拡大や深刻化の危険があります。他サイトへの転載の有無の確認や，プロバイダへの事実の連絡や削除依頼など，被害の深刻化防止のための措置を迅速に講じます。（削除依頼の仕方は本誌Webサイト　http://www.japet.or.jp/moral-guidebook/　参照）

(3)　児童生徒の状態に留意

問題解決のためには児童生徒の判断で行動せずに，親や教師に相談して行動させる必要があります。また，被害者や加害者となった児童生徒の状態に留意し，心のケアが必要な場合は専門的なカウンセリングを受けられる機会や機関を紹介します。

(4)　相談機関の例

人権相談受付窓口（法務省人権擁護局）　http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html

※子どもの人権110番　　電話　0120-007-110

都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口等一覧（警察庁）　http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm

もっと詳しく知りたい！　社団法人テレコムサービス協会　プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会　http://www.telesa.or.jp/consortium/provider/index.htm

授業での「初めの一歩」実践事例 ⑧　中学校③　社会　第２学年

情報の信ぴょう性を確かめよう

資料を適切に収集・処理し，地域的特色をとらえる活動を通して

本時の指導目標と対応する学習指導要領の内容

一つの県に関する地理的事象をもとに，各自で選定したテーマに沿って諸資料や情報などをもとに考察して，その地域的特色をとらえる。

選定したテーマに関する資料の収集を行う過程の中でその資料を必要に応じて選択し，処理するとともに，考察した道筋や結果をわかりやすくまとめる。

地理的事象をその地域の環境条件や人々の営みと関連づけ，多面的・多角的な考察をする。

社会（地理的分野）　2⑵　イ　都道府県
47都道府県の中から幾つかの都道府県を取り上げ，地理的事象を見いだして追究し，地域的特色をとらえさせるとともに，都道府県規模の地域的特色をとらえる視点や方法を身に付けさせる。

ここでの情報モラル指導のねらい

b4-1：個人の権利（人格権、肖像権など）を尊重する
c4-2：情報の保護や取り扱いに関する基本的なルールや法律の内容を知る
e4-1：情報の信頼性を吟味できる

指導計画略案・学習活動

第１時	【○○県を大きくつかもう】一つの県を例にあげ，その県に関する概要をとらえる活動を行う。
第２時	【調査テーマを設定しよう】その県に関する様々な資料をもとに，県の特色をとらえる調査テーマを設定し，吟味を行う。
第３時	【学習計画を立てよう】調査テーマにもとづいて，その県の特色をとらえるための学習活動を計画する。
第４時～第６時	【テーマにもとづいて調査活動に取り組もう】文献やインターネットなど，様々な方法で情報を収集する。その資料を整理して，グラフ化や地図化などの処理を行い，分析をする。
第７時	【調査結果をまとめよう】調査結果にもとづいてレポートを作成する。
第８時	【情報発信をしよう】まとめたものを学級の中で発表する。

指導のポイント・留意点

〔第４時～第６時〕「テーマにもとづいて調査活動に取り組もう」では，調べた情報が間違っていないか，古い情報ではないかを確認するように指導し，正確で，かつ最新の情報を入手させるようにします。さらに，同じ情報を扱っており，かつ信頼がおけると考えられる専門機関などのWebページと内容を比較させたり，新聞やテレビの番組，本なども調べさせたりして判断させます。教科書や資料集など，幅広いメディアに触れ，正しく，かつ最新の情報を収集する経験をさせる機会とします。

〔第７時～第８時〕「調査結果をまとめよう，情報発信をしよう」では，著作権法第35条（学校その他の教育機関における複製等）により，公表されている著作物は授業の過程で複製，配布が例外的に認められています。この場合の引用については，その慣行がない場合は必ずしも出典を明示する必要がありませんが，児童生徒が授業外で他の著作物を引用する場合のことを考え，引用箇所や出典を明確にするよう指導します。

授業での「初めの一歩」実践事例 ⑨　高等学校　外国語　第１学年

著作物は許諾を得て利用しよう

英語版学校紹介のWebページやビデオの制作を通して

本時の指導目標と対応する学習指導要領の内容

学校紹介は，交流学習を円滑に進めるために重要であり，グループで分担し，協力して学校紹介のビデオとWebページを制作する。英語版学校紹介のビデオやWebページの制作を通して，積極的に英語でコミュニケーションを図ろうとする態度を育てる。

（本実践は高等学校普通教科「情報」以外の教科でも情報モラル教育を実施できる事例として掲載した。）

高等学校　外国語　英語Ⅰ　日常的な話題について，聞いたことや読んだことを理解し，情報や考えなどを英語で話したり書いたりして伝える基礎的な能力を養うとともに，積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てる。

ここでの情報モラル指導のねらい

c5-1：情報に関する法律の内容を積極的に理解し、適切に行動する

e5-2：自他の情報の安全な取り扱いに関して、正しい知識を持って行動できる

g5-1：情報セキュリティに関する基本的な知識を身につけ、適切な行動ができる

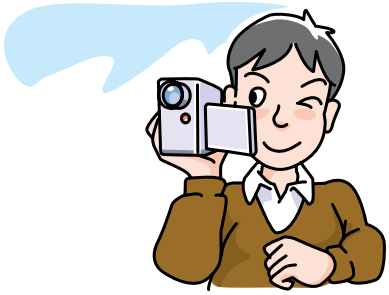

指導計画略案・学習活動

第１時～第２時	昨年度の作品を見て，ビデオとWebページのどちらを制作するかをグループ毎に決める。 グループ毎にブレーンストーミングを行い，制作計画を作成する。
第３時～第７時	取材内容を決めたら，個人情報保護と著作権に関する法令について調べる。取材する際に，個人情報の利用目的の説明を行うなど，適正な個人情報の取得をしなければならないため，利用目的の説明を記した同意を得るための文書を作成する。また，他人の著作物を利用する場合には許諾を得るための文書を作成する。取材時にはその文書を持参し，説明した上で同意書を取るように注意する。 ビデオ制作を行うグループは，日本語によるスクリプトライティングを行う。Webページ制作を行うグループは，紙面上で構成と日本語での記述内容を決める。
第８時～第11時	ビデオ制作を行うグループは，英語でのスクリプトライティングを行う。できあがったグループからそれを読み上げる練習をし，ビデオ収録を行う。 Webページ制作を行うグループは，英語での記述内容を決め，Webページ制作を始める。 制作したWebページやビデオのバックアップを取る。
第12時	できあがったビデオとWebページを見て，自己評価と他のグループの評価を行う。

指導のポイント・留意点

第３時～第７時の最初の段階で，個人情報や著作権についての法令を調べさせます。取材の際に，どのような目的で利用し，誰が見る可能性があるのかを正確に説明するよう指導します。また，ビデオや写真の撮影の対象者が未成年の場合は，本人並びに法定代理人（保護者等）の承諾を得るよう指導します。使用する著作物については，まず，許諾を得る必要があるものを明らかにし，その判断が間違っていないか先生に確認します。許諾が必要なものについては，著作権者または著作権の管理団体などに許諾の取り方を尋ね，使用許可を得るように指導します。

折にふれて問題点を指摘する

生徒指導の中での情報モラル指導

学校生活の中には，情報モラル指導のきっかけがいくつもあります。
折にふれての指導の積み重ねが有効です。

① 次の事例で問題点を探してみましょう

○○中学校の☆☆先生は，美術科の授業のために日々，教材研究に励んでいます。

授業で描かせた生徒の作品（絵画）が力作ぞろいだったため，☆☆先生の判断で，今回，ある新聞社主催の美術コンクールに全作品を応募したところ，３人の作品が入選しました。

そこで，本人の了承を得た上で，学校のWebページに本人の氏名と顔写真とともに，入選作品を載せて公開することにしました。実際に公開するときは，Webページのレイアウトの関係で，本人に断りなしに，作品画像の一部をトリミング（切り取り・編集）しました。

その後，３人の保護者からは「家族一同，学校のWebページを見て大変喜んでいます。」と連絡をもらいました。

（「熊本県教育委員会　熊本県立教育センター」の資料の一部を改変）
http://www.higo.ed.jp/edu-c/ethics/morals/kyousi.htm

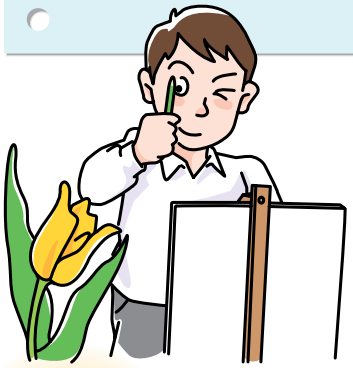

上の事例で，問題だと思う点を書き出してみましょう。

？作品に名前をつけるのは何のため？

学習活動の中で児童生徒が制作した制作物は，教師がかかわった部分が指導・助言の範囲を越えない限りにおいて，児童生徒の著作物です。作品が創作された時点から，著作権という権利が発生します。この権利をその作品の保護・文化の発展という観点から考えてみましょう。

作品に氏名などをつけるのは何のためでしょうか？

他人からものを借りるときには，その人から了解を得ることが私たちの常識です。自分の著作物と他人の著作物とを区別するということは，著作権を大切にすることにほかなりません。また，その制作活動に敬意を表して，無断で改変しないことは，著作権者の感性を大切にすることでもあります。このように考えれば，校外の作品展，コンクール，学校のWebページでその作品をどう扱えばよいかが見えてきます。また，ここでは，個人情報の外部への提供などにも注意する必要があります。

問題点を確認してみましょう

児童生徒と保護者の意志で応募しましょう

コンクールの主催者による，出品された作品の著作権などについての説明書類を，児童生徒ならびに保護者に配布し，作品を出品するかどうかを判断してもらいましょう。

作品の著作権はどこにあるでしょうか

児童生徒の制作した作品は著作物です。コンクールに出品した作品の著作権がどこに帰属するかは，募集要項などで確認しておきましょう。

Webページに作品や実名を無断でのせてよいでしょうか

Webページ上に児童生徒の作品や氏名を掲載する際には，本人ならびに法定代理人（保護者等）の同意が必要です。

他人の作品に手を加えてよいでしょうか

児童生徒の作品を，本人の意に反して勝手に変えてはいけません。本人ならびに保護者などの法定代理人に同意を得ましょう。色を変えることも同様ですね。

Webページに顔写真を掲載する必要があるでしょうか

作品の入賞者の顔写真を掲載する必要があるかどうかをよく検討しましょう。掲載の必要があると判断できる場合は，インターネット上に公開した情報はインターネット上から完全に消去することができないこと，公開したディジタル写真はどこの誰がどのような形で利用するか分からないことを説明した上で，本人ならびに法定代理人（保護者等）の同意を得るとよいでしょう。

!! 感をみがき，観を養いましょう

日常の学校生活の中には，**「情報モラル」の指導が必要な場面がよくある**ものです。うっかり見逃しがちな場面について，日頃から意識をしておくことで，「情報モラル」の「感」（感性や勘）をみがくことができます。分からない時は，専門家に聞くことが大切です。しかし，「感」をみがかなければ，「分からないこと」も「分からない」まま，指導の機会は通り過ぎてしまいます。

「感」をみがいておくことで，児童生徒への**「情報モラル」の指導観を養う**ことができます。また，分からないことを児童生徒とともに解決しようとする姿勢が必要です。情報モラルの指導では，教師も知らないことや判断に迷う場面に次々と直面します。感をみがき，観を養うことは，情報モラルの指導上の問題の解決にとても必要なことなのです。

② 掲示板やブログへの書き込みに関して

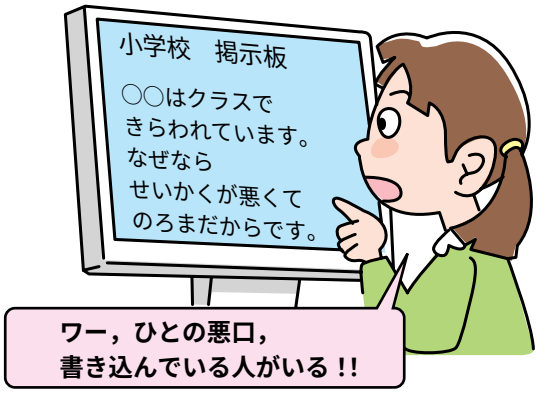

つい，実名や悪口を書き込んでしまった

一度書き込んだ情報は取り返せません

悪口などが書き込まれたページを見た人のコンピュータには，そのページの情報が自動的に保存されます。それを完全に消し去ることはできません。その悪口などをだれかが別のページにコピーするかもしれません。取り返しのつかない被害を与えることもあります。

アクセスログが残ります

Webページを送信するサーバというコンピュータは，そのページへのアクセスがどこからなされたかを「アクセスログ」として記録しています。権利を侵害された人は，プロバイダ（インターネット接続業者）に対し，情報発信者の開示を行うことが，プロバイダー責任法（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）で認められています。

実名や悪口を書き込まれて困った

①まずは……反応をせずに無視するように指導します。

②悪質なものは，印刷したり，画面の保存をしておきましょう。

③その掲示板などの管理人に，「書き込み」の削除や，掲示板やブログの閉鎖を依頼することも，対応の一つです。

相手の心を傷つける

インターネット上の電子掲示板，ブログに書き込まれたことは世界中の人が見ることができます。他人を傷つけるような書き込みは，その人の人権を侵害することになります。

名誉毀損や侮辱罪で警察に訴えられることもあります。

コンピュータ，インターネットは，特別な道具や手段ではありません。
善悪・良否の判断は日常の生活の場合と同じです。人権感覚をみがくことが大切です。

（誹謗中傷に関しては，23ページの囲み記事も参照してください。）

③ 携帯電話の使い方のマナーを確認しましょう

左の図に合った解説を右から選び，線で結んでこの解説ページを完成させましょう。
児童生徒のワークシートに使ってもよいでしょう。

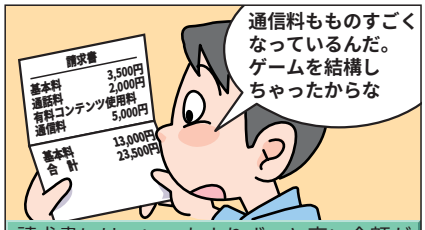

請求書には，いつもよりずっと高い金額が書かれていました。

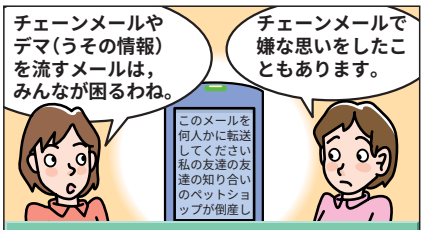

携帯電話でのメールにもマナーがあります。

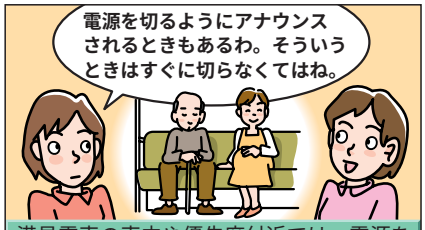

満員電車の車内や優先席付近では，電源を切りましょう。

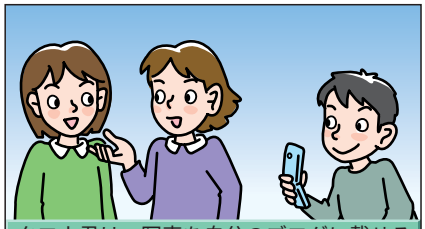
タロウ君は，写真を自分のブログに載せることを思いつきました。

突然，登録完了画面が表示されました。

つ

使う場所や場面に気をつけよう！

静かにしなくてはいけない場所や使用に制限がある場面，心臓ペースメーカーに電波の影響を及ぼす可能性がある場所などでは，携帯電話の電源を切りましょう。

か

考えようね　メールの使い方！

メールは気持ちがうまく伝わらないことが多いものです。腹が立つような文面でも冷静に対応しましょう。チェーンメールや迷惑メールは無視をしましょう。

も

モラルが大切　ディジタルカメラ！

携帯電話のディジタルカメラを使用して，許可なく写真を撮らないようにしましょう。写真を撮る相手や場面に配慮をすることも大切です。

う

うまい話と怪しいサイトに注意！

いつの間にか危険なサイトにつながってしまい，身に覚えのない請求をされた場合は，必ずすぐに大人に相談をしましょう。

ね

ネット料金高い　使いすぎ！

長電話，Webサイトの見すぎ，メールの使いすぎ，音楽データなどのダウンロードのしすぎで，驚くほど高い利用料金が請求されることがあります。

携帯電話の使い方の悪い例を通して，ルールやマナーを考えることは効果的です。
このまま児童生徒や保護者に投げかけ，考える場面を設定してみましょう。

学校で行う保護者への啓発活動

保護者と連携した情報モラル指導

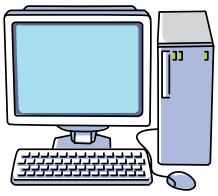

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）は，重点計画-2006の中で，「主に保護者や教職員を対象にしたe-ネットキャラバンの実施等の施策を推進」，「少年，保護者等に対して情報モラル，フィルタリング機能等についての理解促進を図る」と述べています。これは，インターネット，携帯電話が児童生徒にも普及したことにより，児童生徒がトラブルに巻き込まれる事例が増加し，その対策として保護者への啓発・指導も必要になってきたことを示しています。インターネット，携帯電話を使う際に守るべきルール，マナーや危険性に対する対処方法等をしっかり教えた上で，それらを利用させることが必要です。

保護者に何を伝えるか

インターネットや携帯電話の利用によるトラブルに児童生徒が巻き込まれた事例の多くは，保護者が契約した携帯電話やインターネット回線の利用によって起きています。そのため，学校での指導だけでなく，**保護者による家庭での指導**が重要です。

トラブル事例の多くは，保護者が児童生徒にそれらを利用させた際に，児童生徒がどのように利用するかを十分検討しなかったことに起因します。インターネットや携帯電話を児童生徒に利用させる時に，守るべきルール，マナー，危険から身を守るための注意事項などを教える必要があることを保護者に理解してもらい，教えるポイントを保護者に伝えることが必要です。

生徒をめぐる２つの大きな事件

以前，ある学校で，2つの事件が起きました。

事件１ 複数の生徒が携帯電話のメールで連絡を取り合っていたことが原因となり，また，早期発見できなかったことも重なり，大きな問題に発展してしまった事例です。当該生徒の保護者は自分の子どもが日頃から携帯電話で友人とメールのやりとりをしていることは知っていましたが，何をやり取りをしているかは把握しておらず，子どもの変化に気づくことができませんでした。早期発見ができなかったことが問題を大きくしてしまいました。

事件２ ネットを通じて知り合った他校の生徒からネット上で誹謗中傷された事件です。被害にあった生徒は掲示板を設置したWebサイトの運用をしていました。その掲示板を通して遠方の生徒と知り合いになり，実際に生徒同士で会って，いっしょに遊ぶようになりました。しかし，ある時，些細なことがきっかけで仲が悪くなり，他校の生徒は友人数人と掲示板を荒らし，その生徒に対して誹謗中傷を行いました。

被害生徒は何度も抗議しましたが聞き入られなかったため，相手の生徒が通う学校にFAXで事実を伝え，その学校の先生に直訴したという事例です。

？こうすればよかった?!

２つの事例とも，学校が関与しない場所で起きた事であり，学校の職員がその事実を聞いたのは事件が起こった後でした。**保護者が児童生徒の様子の異変に早く気づいていれば**，事は大きくならずに済んだのではないかと思います。

こういった事態を避けるには，以下に紹介するような保護者と連携した情報モラル指導が効果的です。

保護者向け啓発活動の実践

活動を行うタイミング

学校が取り組んでいる情報モラル教育の概要や家庭での携帯電話やインターネットの使い方について，保護者に協力していただきたいことは，年度当初に行われる保護者会などで伝えるとよいでしょう。その上で，保護者と連携した教育活動を行うための啓発活動を年間行事計画に位置づけ，**毎年実施すること**が理想です。小中連携した取り組みも検討することをお勧めします。

また，活動を行うにあたっては，保護者会の前の参観授業で，「親子で考える情報モラル」のような授業を行った上で活動するとよいでしょう。

活動を行う上での意識

携帯電話やインターネットの不適切な使い方から生じるトラブルについて，保護者に理解してもらうことを最初のねらいにするとよいでしょう。使いようによっては，児童生徒が加害者にも被害者にもなりかねない「物」を児童生徒に持たせているという**「危機感」を保護者の方に抱かせるような流れ**を組むとよいでしょう。

また，「うちの子に限って…」とか「あの事例は都会で起こったこと。こんな田舎の学校なら大丈夫だろう。」などの思いを保護者に断ち切ってもらうようにすることも大切です。

保護者向け講習会の事前準備

アンケートの実施…事前に保護者と児童生徒の双方にインターネットや携帯電話をどのような状況下で，どのくらい利用しているかをアンケートで調査し，「保護者向け啓発活動」の冒頭で実態を示すとよいでしょう。

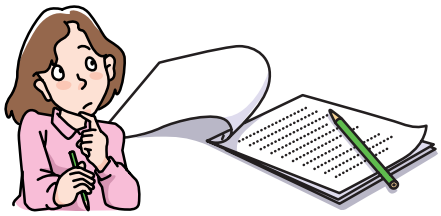

保護者向け講習会実施・そのポイント

①インターネット利用のメリット，デメリット

携帯電話やコンピュータによるインターネット利用の一般的なメリット，デメリットを伝えます。そして，児童生徒が大人になる頃にはネット利用があたりまえの時代になることも伝えます。

②インターネット利用の教育的価値

学校での**インターネット利用の教育的価値**を示します。同時に，学校はフィルタリングソフトで教育上不適切な情報を遮断するよう対策を取っていることや，情報モラルの指導も行っていることを説明しましょう。

③アンケート結果

アンケート結果を示します。特に，例えば，携帯電話の利用が「電話としての利用」より「メールの利用」のほうが圧倒的に多いことなど，ポイントとなるようなことは強調したほうがいいでしょう。

④保護者向けのアンケート結果

保護者向けのアンケートの結果も示し，その中で児童生徒の結果と比較して示すことが大切です。保護者は児童生徒に指導しているつもりでも，児童生徒は全くわかっていないという実態が見えてくるからです。

⑤ネット利用のトラブル・事件

家庭での携帯電話やコンピュータによるネット利用によって巻き込まれてしまったトラブル，事件などがあれば示します。可能な範囲で，自校や近隣の学校で起きた事件を取り上げれば，切実感を保護者に持ってもらうことが期待できます。

⑥学校で行っている指導の内容

学校で行っている指導の内容を説明します。特に**情報モラル指導の部分は強調**すべきです。

⑦学校でできることと保護者が行うべきこと

学校での指導には限界があり，家庭の協力が必要であることを話します。そして，「ここまでが学校で指導できること・すべきこと」，**「ここからは家庭での保護者の指導・支援が必要なこと」**と，情報モラルの問題について指導や啓発すべき点に関する役割分担の範囲を伝えます。例えば，携帯電話の取り扱いについて，持ち込みを禁止している学校においては「学校では生徒指導上，携帯電話を学校へ持ってくることを禁止しています。」ということを児童生徒に伝えながら，「保護者は『そもそも，何のために携帯電話を児童生徒に持たせるのか。』を児童生徒といっしょにしっかり考え，検討し，児童生徒への啓発を行ってほしい。」ということを保護者に伝えます。

⑧いたずら半分でも補導・逮捕

例えば，「威力業務妨害」などの言葉の意味を示し，状況によってはいたずら半分の掲示板等への書き込みであっても児童生徒が補導・逮捕されてしまう場合がある事も伝えます。

⑨「転ばぬ先の杖」の発想で

児童生徒に携帯電話やコンピュータでインターネットを使用させる前に，保護者が児童生徒に伝えるべき事を考えてもらいます。「転ばぬ先の杖」の発想で考えてもらいます。ヒントを学校側から示すことも必要でしょう。

※ヒント例

- ●「～してはダメ」という否定的な言い方ではなく，「○○のような使い方をするといいよ。」と肯定的に児童生徒に伝え，親子で約束を決める。
- ●「何か不安に思ったらすぐに利用をやめて，相談してほしい。」という保護者の姿勢も示す。
- ●新聞やテレビ等で「個人情報漏洩」や「不正アクセス」に関する事件のニュースが報道された時に，同種の事件に自分も巻き込まれる可能性があることに触れ，対策をとることが重要であることを児童生徒に話す。
- ●自宅のコンピュータのウィルス対策ソフトのウィルス定義ファイルやフィルタリングソフト，OS，アプリケーションソフトを最新の状態にする作業を児童生徒に見せたりやらせたりする。

保護者への講習会

⑩トラブルが生じた場合の対処法

そのような手だてを講じていてもトラブルに巻き込まれた場合，どのような対応を保護者がとるのか，児童生徒がどう対応すればいいかをヒントを示しながら考えてもらいます。

※ヒント例

- ●身に覚えがない場合，不審なダイレクトメールが来てもそれに応じない。

⑪大きなダメージになった場合の対処法

さらにそのトラブルが，大きなダメージになった場合についての対応をヒントを示しながら考えてもらいます。（p.23コラム参照）

※ヒント例

- ●第三者によって掲示板などに，氏名，電話番号，メールアドレスなどの個人情報が書き込まれた場合には，データを残してから掲示板の管理者やプロバイダに削除願いを出す。そして，学校にも知らせる。

①～⑪の内容以外にも，ネットトラブルを紹介している冊子を利用したり，学校関係者とは違う立場の方に講演してもらったりするのもよいでしょう。

講習会のまとめとその後の対応

①小グループに分かれて(学級懇談会など)，意見交換の場を設け，意識をさらに高めてもらいます。

②講習会の感想を書いてもらい，学校便り等で知らせます。参加しなかった保護者の方にも学校の姿勢を伝えるために必要です。

③ネット利用によって起こるトラブルなどを，通信などの形で保護者に紹介していくことも必要でしょう。

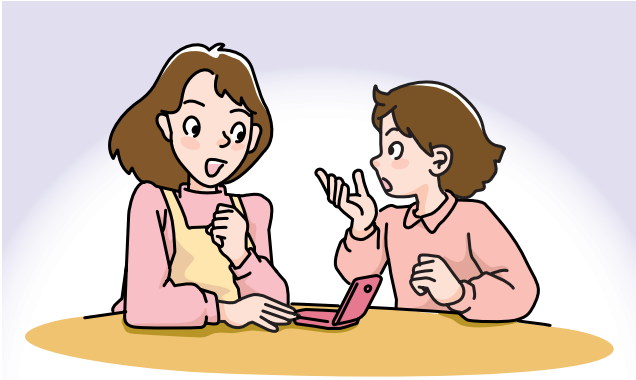

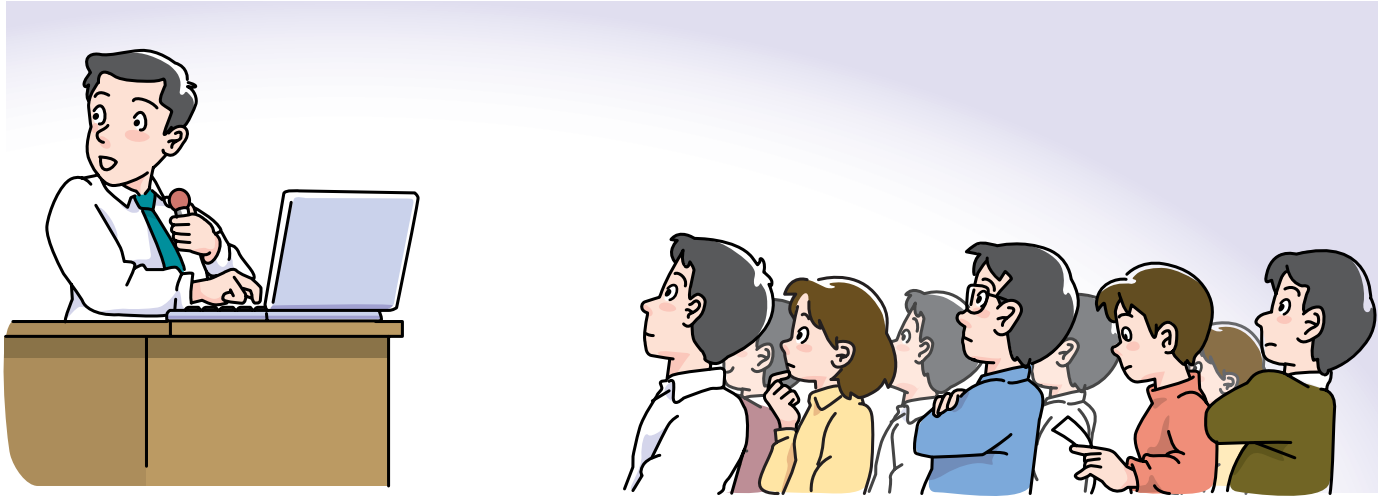

実践のアンケート結果から

A中学校では，アンケートにより，学校が把握できていない，生徒の家庭での携帯電話やコンピュータによるネット利用の実態がわかってきました。

この実態を保護者会で示すと，保護者の方の多くがとても驚きます。さらには，例えば「家庭のコンピュータでインターネットへつなぐ時の約束を親子でしていますか？」という質問内容で，児童生徒と保護者にアンケートに答えてもらうと，**児童生徒の認識と保護者の認識にズレがある**こともわかりました。そのことも保護者に伝えると，多くの保護者の方が困惑の表情になりました。

こうした活動の中で保護者の中から

- 親が伝えたかったことを子どもが真剣に受け止めてくれたか不安である。
- この保護者会で出た内容を，家庭で子どもと話し合いたい。
- ネットトラブルについて，あまりに知らなかった。
- トラブルにあわないようにするにはどうすればよいか，あったときにどうしたらよいか知りたい。

などの感想がありました。

保護者の方に**「危機感を持ってもらうこと」「親子の認識にズレがないようにしなくてはならないこと」**を理解していただくことが，とても重要なことであると考えます。

安全なネット利用の第一歩

よりよい親子関係が築かれていることが，家庭での子どもの安全なネット利用の第一歩

ネットトラブルから児童生徒を守るために，最も必要なのは「よりよい親子関係の構築」です。

「家庭が児童生徒にとって安心できる場所」であることや，「困ったことが起きた時に児童生徒が親にいつでも話すことができる関係ができている。」ことが，トラブルを最小限に食い止め，児童生徒が被害者あるいは加害者になる前に食い止めることになるのです。保護者がインターネットのセキュリティのことを詳しく知っている必要はありません。児童生徒のSOSを受け止め，一緒に善後策を考えることができることが大切なのです。

そのことを保護者向け啓発活動を通じて，保護者に再認識してもらうことで，児童生徒の健全な育成ができると考えています。

もっと詳しく知りたい！　日本司法支援センター　法テラス　http://www.houterasu.or.jp/

指導の前に

先生自身が知っておくべき「情報モラル」

情報モラルを児童生徒に指導するためには，先生自身が情報モラルの知識を持っている必要があります。ここでは，情報モラルを指導するためには，どのような内容についてつかんでおけばよいのかを解説します。

① インターネットの世界で起きていることに関する知識

先生自身に「情報モラル教育が重要である」という認識がなければ，いくら情報モラルの授業を行っても上滑りの教育・指導になってしまいます。インターネットの世界で起きていることを把握し，自分が担当している児童生徒が将来，インターネット上の問題に直面しないように，また，直面しても児童生徒が身体や心に大きな傷を受けることなく対応できるように指導することの重要性を認識することが最初でしょう。

そのためには，まず，**次のようなサイトが存在することを知り**，インターネットを児童生徒に利用させる上で，大人が注意すべきことを考えることが必要です。

自分の学校のことが書かれている匿名掲示板，
小中学生が運営しているブログ，
プロフィール紹介サイト（プロフ），
出会い系サイト，アダルトサイトなど

また，新聞記事データベース等を利用して，児童生徒が事件に巻き込まれた事例も把握しておく必要があるでしょう。よく，自分の学校の児童生徒は大丈夫であるという先生がいますが，いつでもどこでも，誰とでもつながるのがネットの特性であることを忘れてはいけません。「大丈夫」というからには，そのようにいえるような指導をする必要があります。児童生徒が学校の外で，携帯電話やインターネットをどのように使っているかについても調査をするといいでしょう。

なお，先生が左記のようなサイトを閲覧することは不謹慎だという方もいますが，先生が危険性を知らなければ，児童生徒を守ることはできません。遠足や修学旅行など校外に児童生徒を引率する際に，先生が下見をして危険箇所を把握し，事前学習で指導することと同様です。現状を知らないまま，「大丈夫」と考えてしまうことほど，危険なことはありません。**状況把握をしっかり行うこと**が，情報モラル指導の第一歩です。

② 情報モラルの教材・授業実践事例の情報に関する知識

現在，情報モラルの教材には，無料で利用できる教材，市販されている教材があります。また，ビデオクリップや指導案形式による授業実践事例の資料も公開されています。

複数の教材を自分の目で確かめて，使いやすい教材を選択するとよいでしょう。**教材の比較検討の作業自体が，情報モラル教育の教材研究になる**はずです。先進的な取り組みをしている先生の授業実践事例を参考にすることは，授業構想の負担を軽くするだけでなく，質の高い授業を行うことにも役立ちます。

また，保護者向けの啓発活動で使用可能な教材，パンフレットも確認しておくとよいでしょう。

次ページにインターネット上で無料公開されている教材・授業実践事例に関する情報の例を紹介します。

（URLは2007年３月現在のものです。本ガイドブックのp.41も参照）

●授業事例など　①“情報モラル”授業サポートセンター
http://sweb.nctd.go.jp/support/index.html

②インターネット活用ガイドブック，モラル・セキュリティ編（PDF形式 7337KB）
http://www.cec.or.jp/books/guidebook.pdf

③インターネット活用のための情報モラル指導事例集（PDF形式 7288KB）
http://www.cec.or.jp/books/H12/pdf/b01.pdf

●情報モラル教材　④ネット社会の歩き方
http://www.cec.or.jp/net-walk/

●保護者向け教材，教員研修会向け教材

⑤ネット社会の７つの常識　安心インターネットライフ★ガイド 改訂版
http://www.fmmc.or.jp/ejf/guide/index.html

⑥知識集約型ネットワーク社会における個の自衛
https://www.tokai-ic.or.jp/selfdefense/

③ 法律の知識

インターネット上で起きるトラブルの特徴は，**保護者や先生が気がついた時には，手遅れであることが多い**ことです。場合によっては，新聞報道される事件に発展してしまうこともあります。児童生徒を犯罪者や犯罪被害者にしないためにも，先生が**正しい法律の知識を持ち**，児童生徒の指導にあたる必要があります。

また，先生自身が法令を遵守して，児童生徒や保護者の権利を尊重することも重要です。例えば，児童生徒の作文などを教育研究会のレポートに掲載する際に児童生徒ならびに保護者に使用許可を得るなどの取り組みは，日常の学校生活の中で自然に著作権を児童生徒に意識させることができます。自分の権利が尊重されるという経験は，他人の権利を尊重する態度の育成への効果が期待できます。先生が自身の態度で教えることも大切です。

●著作権法
●個人情報保護に関する法令（公立学校は設立母体の自治体が定める個人情報保護条例，国立大学法人は独立行政法人等個人情報保護法，私立学校は個人情報保護法）
●不正アクセス行為の禁止等に関する法律（不正アクセス禁止法）
●特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダー責任法）
●出会い系サイト規制法（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律）
●青少年保護条例

＊法令や法令に関する解説はインターネット上の検索サイトで検索すると簡単に情報を入手できます。必要に応じて書籍を読むとよいでしょう。

④ 問題への対処に関する知識

問題への対処については，予防教育と事後の対応があり，その両方について準備しておく必要があります。情報モラル教育には予防教育の面が多くありますが，それを充分行っていても，事件・事故が発生する可能性をゼロにすることはできません。ですから，**問題が起きた場合の対処についても知っておく**必要があります。

具体的には，事例別の相談窓口（警察，国民生活センター，弁護士会など），掲示板への書き込みの削除請求の仕方，発信者開示請求の仕方，心のケアの必要性などです。

もっと詳しく知りたい！　日本司法支援センター　法テラス　http://www.houterasu.or.jp/

第3部 指導に使える 役立ち資料集

よくある疑問 Q&A

Q 最近ITではなくICTと言われるようになりましたが，このことと情報モラルとはどのような関係がありますか。

A ITは「Information Technology」の略で「情報技術」と訳されます。ICTは「Information and Communication Technology」の頭文字をとったものです。これは，もともとイギリスなどで使われていたもので，情報通信技術と訳し，インターネットなどの通信技術を含んでいます。

しかし，ITとICTには，大きなニュアンスの違いがあります。従来のITではコンピュータなど電子情報機器の活用に視点が置かれていたのですが，「C」がつけ加えられることにより，コミュニケーション＝人との関わりという視点が新たに加わったと考えることもできます。

つまり，ITからICTへの移行は，通信を介して人と人とがコミュニケーションすることを前提とし，人と人との関係性の構築や情報社会での望ましい行動といった社会科学や人文科学の領域までもが視野に入ってくるわけです。当然ながら情報モラルもICT活用の重要な課題になります。

ITからICTへの流れは，情報通信ネットワークが従来のハードウェアから，人と人とを媒介するメディアへと歩みを進めることを意味しているのです。

Q コンピュータの環境がなくても情報モラル教育は可能ですか。

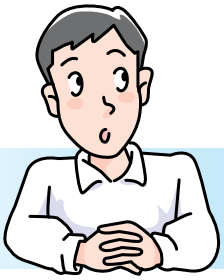

A もちろん可能です。社会の情報化に伴って出現する新たな課題に向かい合う中で，より正しい判断やよりよい人間関係の構築をめざすことが情報モラル教育の目的です。したがって，情報モラル教育はすべての教育活動の中で実践することが求められます。コンピュータのあるなしにかかわらず，教師が情報モラルに関する問題事例を授業の中で効果的に紹介することによって，より現実に迫る課題提起ができると思います。むしろ，コンピュータがない方が，問題を焦点化できる場合も考えられます。

小学校の中学年ではペープサートや紙芝居などを用意して物語化することで，登場人物に同化し，登場人物の気持ちや立場になって問題事象をとらえることができるでしょう。

小学校高学年や中学生では，現実に起こった様々な事件を新聞の切り抜きなどで取り上げ，ケーススタディーとして情報モラルの事例研究を行うことが可能です。この場合も，通常の教室で可能です。このような，取り組みを積み上げることによって，実際にコンピュータを使う場面でそれらの学習が生かされると考えられます。

Q 情報モラルを各教科で指導するにはどのようなことに留意すればよいでしょうか。

A 各教科で情報モラルを指導することは大切です。特別なカリキュラムを用意するのではなく，従来の授業の中に情報モラルの視点を持った学習活動をはさみこむことで実践できます。

国語では，「伝え合う力」の育成がさらに強調されるようになりました。以前より，自分の気持ちや思いを相手の人に伝える手紙の指導はなされてきましたが，今後は電子メールの書き方や掲示板による交流のしかたなども国語の授業として取り組まれるようになるでしょう。そこでは情報モラルの指導を併せて行うことが必要になります。

理科や社会科では，様々な課題や疑問に対して情報手段を使って主体的に調べる活動も積極的に取り入れられるようになりました。いわゆる「調べ学習」の学習活動では，ネットワークを利用した活動が含まれています。これらの活用を初めて体験するときには，その利点の紹介と同時に併せて情報モラルを指導することが必要です。

このように，各教科で情報モラルの指導を行う場面は数多くあります。しかし，散発的で一貫性が乏しくならないように注意が必要です。また，学級間や学年間で温度差も生まれがちです。そこで，情報モラルの重要さについて学校全体としてコンセンサスを得ると共に，実施した授業を同じ学年に広げ，次年度以降も「定番化」していくような取り組みが必要です。このような授業の積み重ねによって，学校全体の情報モラルの指導計画を策定する段階まで進めることができるでしょう。

Q 情報モラルの評価はどうすればよいですか。

A 情報モラルは人の心に関する学習を含んでいます。また，情報モラル教育の成果は，学習を行った児童生徒が実際に現実の課題と向き合ったときに正しい判断ができるかどうかにかかっています。つまり，評価を将来に持ち越した学習とも言えるでしょう。

しかし，そうは言うものの，適切な評価がなければ，授業の価値や意味を見いだすことができず，よりよい授業を目指す方向が定まりません。では，どのように評価活動を行えばいいのでしょうか。

たとえば，正しい判断を行うための前提となる知識を問うことは可能です。また映像やアニメを見せて，ある状況の中で正しい判断を選ばせるようなテストを開発することも可能です。しかし，やはりその成果は，授業後の児童生徒の日常生活をみとることが必要になるでしょう。普段の児童生徒の言動やメディアを活用しているときの学習の様子をみとる中で，情報モラルの授業で学んだ姿を見いだすことができればその授業が生かされていることの証明です。日常的な児童生徒の言動の細部に，学習の成果がちりばめられるようなそんな授業を目指したいですね。

コピーして使える

情報モラル　チェックシート の例

「情報モラル」に対する姿勢や理解についてのチェックシートです。「先生用」「児童生徒用」「保護者用」の３種類の例を用意しました。コピーしてお使いください。

先生のための「情報モラル指導チェックシート」

次のチェックシートをご覧になって，当てはまるものに○印を入れてください。いくつ○印が入るでしょうか。

	チェック内容	○印
1	児童生徒が発信する情報や情報社会での行動に責任を持ち，インターネットの情報を集めて指導方法を検討している	
2	教科や道徳，特別活動（学級活動），「総合的な学習の時間」で情報モラルを取りあげて，相手のことを考えたり情報のやりとりやネット社会のルールやマナーを守る態度を指導している	
3	児童生徒がインターネットを利用する際に，情報の正しさや安全性などを理解し，健康面に気をつけて活用できるように指導している	
4	学校全体で情報モラルの指導計画を策定し，体系的に情報モラルを指導している	
5	調査活動などでWeb検索を利用する際にインターネット上には不適切な情報があることを指導している	
6	伝え合う力を指導する際に，相手を思いやるコミュニケーションについて指導している	
7	児童生徒がパスワードや自他の情報の大切さなど，情報セキュリティの基本的な知識を身につけるように指導している	
8	コンピュータの置き場所や使い方，履歴の管理などを保護者に指導し，家庭でのルール作りを勧めている	
9	保護者懇談会では情報モラルについて取り上げ，話題にすると共に啓発に努めている	
10	保護者と連絡を密にして，コンピュータや携帯電話の使い方について児童生徒の実態をよく知っている	

○印の数	アドバイス
1～2個	児童生徒の将来のために今のうちから情報モラルの指導に取り組みましょう。このガイドブックをよく読むことが最初の一歩です。
3～5個	よく頑張っていますが，まだやるべきことはたくさんあります。やらなければならないこと，やり残していることを，このガイドブックから見つけましょう。
6～8個	よくできています。教師としてやるべきことがしっかり見えているように思います。チェックが入らなかった項目にチェックが入るように，さらに向上してください。
9～10個	すばらしいです。あなたが取り組まれている実践を学校内外に広げるとともに，これからも情報収集に努め，新たな問題にも適切に対応し課題解決されることを望みます。

「情報モラルチェックシート」（児童生徒用）

次のチェックシートであてはまるものに○印を入れてください。いくつ○印が入るでしょうか。

	チェック内容	○印
1	パスワードを大切にし，他人のパスワードをたずねたり，使ったりしていない	
2	迷惑メールが来ても無視して，返事をしない	
3	あやしいメールに返事をしたり添付ファイルを開いたりしていない	
4	チェーンメールは無視して自分のところでストップさせている	
5	変なWebページが開いたらすぐにそのウィンドウをとじるようにしている	
6	ネットショッピングの利用やネットゲームのアイテム購入を家の人にないしょでしていない	
7	ダウンロードはしないか，する時には家の人に確認を取ってからしている	
8	チャットや掲示板には悪口や意味のないこと，事実と違うことを書き込まない	
9	チャットや掲示板で初めての人に誘われても，実際に会わない	
10	チャットや掲示板，ブログ，SNSに個人情報を書き込まない	
11	他の人が書いた文章や撮った写真，ビデオなどを，自分のもののようにして勝手に発信しない	
12	著作物をコピーして，勝手に配布していない	
13	携帯電話を使ってよい場所や時間を守り，勝手に他の人の写真を撮ったりしていない	
14	家の人と使う時間を決めて時間を守って携帯電話やコンピュータを使っている	
15	困ったことがあれば先生や家の人に相談するようにしている	

○印の数	アドバイス
1～3個	家の人とコンピュータやネットワークの使い方をもう一度しっかり話し合って，安全な使い方をするように心がけましょう。
4～7個	気をつけてコンピュータを使っています。ただ，まだまだ安全な使い方だとは言えないので，大人の人から話を聞いたりいろいろな情報を集めたりして安全に使うように努力しましょう。
8～12個	コンピュータやネットワークを安全に正しく使おうとしています。ただもう少しやるべきことがあるので，○印がつかなかったところに○がつくよう努力しましょう。
13～15個	すばらしいです。友達が困っていたら積極的にアドバイスしてあげてください。また，新しい問題にも今までの経験を生かし，大人の人と相談しながら解決してください。

家庭での「情報モラル指導チェックシート」

次のチェックシートで当てはまるものに○印を入れてください。いくつ○印が入るでしょうか。

	チェック内容	○印
1	社会で情報モラルに関わるどのような事件や課題があるのか新聞やテレビ，インターネットで調べている	
2	家庭で子どもと話し合って，コンピュータを使う際のルールを作り，守らせている	
3	コンピュータは子どもだけで使う場所には置かず，家族の目が届く居間などに置いている	
4	子どもに携帯電話を与える前に，本当に必要かどうかをよく検討し，子どもに使わせる場合はフィルタリングサービスなどを契約するだけでなく，ルールやマナーの指導も行うようにしている	
5	ブラウザやフィルタリングソフトのページ閲覧履歴を定期的に見て，子どもがどのようなページを見ているか確認している	
6	子どもにクレジットカードの番号を教えたり，勝手にネットショッピングをさせたりしない	
7	子どものネット利用の時間や料金を調べ，使いすぎの状態ではないか注意している	
8	子どもの様子から気になることがあれば学級担任やカウンセラーと連絡を取り合うようにしている	
9	困った場合の連絡先として警察の生活安全課や消費者相談窓口などを知っている	
10	家族での会話を大切にし，学校や家での出来事について何でも話せて相談できる雰囲気を作っている	

○印の数	アドバイス
1～2個	保護者として，インターネット上のどのような情報に子どもたちが接しているか，注意深く見守ることが必要です。
3～5個	保護者としてやるべきことをしておられます。しかし，今の状況に対応するにはまだ不十分です。インターネット上の危険から子どもを守る方法を解説したWebページやガイドブックなどをよく読んで，ご家庭でできることから始めてください。
6～8個	情報に対するきちんとした考えをお持ちで，保護者として立派です。ただ，まだやらなければならないこともありますので，さらに今の取り組みを進めてください。
9～10個	すばらしいです。あなたの取り組みを他の保護者の方にも広げてください。また，子どもたちの様子から新しい問題が見つかったら，先生と協力して課題解決にあたってください。

保護者の方へ

インターネット，携帯電話の普及により，子ども達がトラブルに巻き込まれる事例が増加し，その対策が緊急の課題になっています。将来社会に出て行く子ども達にとって，インターネットなどの活用能力は必須ですので，情報機器の利用は避けては通れません。学校では，日常的に情報モラルの指導を行っています。また，学校で学習に使っているコンピュータは，フィルタリングソフトやウィルス対策ソフトを導入し，安全性に配慮しています。

ご家庭でも，インターネットや携帯電話を利用する際に，守るべきルール，マナー，危険から身を守るための注意事項をお子さんとともに確認し，安全で正しい活用を指導してください。

押さえておきたい 使えるサイト

情報モラル教育，情報安全教育に関連するコンテンツのURL集です。

●文部科学省

インターネット活用のための情報モラル指導事例集
http://www.cec.or.jp/books/H12/pdf/b01.pdf
インターネット活用ガイドブック，
モラル・セキュリティ編
http://www.cec.or.jp/books/guidebook.pdf
“情報モラル”授業サポートセンター
http://sweb.nctd.go.jp/support/index.html
情報モラル等指導サポート事業
http://sweb.nctd.go.jp/g_support/index.html

●NICER（教育情報ナショナルセンター）

著作権／情報モラル
http://www.nicer.go.jp/lom/program/index.php?pageid=090000

●文化庁

場面対応型指導事例集　著作権教育５分間の使い方
http://www.bunka.go.jp/1tyosaku/kyouiku/sidoujireishu/
著作権なるほど質問箱
http://bushclover.nime.ac.jp/c-edu/

●総務省

インターネットの世界
http://www.kids.soumu.go.jp/internet/caution/index.html
国民のための情報セキュリティサイト
http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/security/index.htm

●(財)コンピュータ教育開発センター

ネット社会の歩き方
http://www.cec.or.jp/net-walk/

●(独)情報処理推進機構

セキュリティセンター／対策のしおり
http://www.ipa.go.jp/security/antivirus/shiori.html
スパイウェア対策のしおり
http://www.ipa.go.jp/security/antivirus/documents/2_spyware_v5.pdf

●(独)教員研修センター

情報モラル研修教材2005
http://sweb.nctd.go.jp/2005/index.htm

●警察庁

サイバー犯罪対策ー情報セキュリティ対策ビデオ
http://www.npa.go.jp/cyber/video/index.html
キッズ・パトロール
http://www.cyberpolice.go.jp/kids/index.html

◉各地方自治体における情報モラル関連などの資料

教育委員会等	内　容	URL
仙台市	家族で賢くインターネットを利用するために	http://www.sendai-c.ed.jp/moral/moral-hopdf.pdf
福島県	情報モラルの理解と指導	http://www.center.fks.ed.jp/18joho/moral/hituyo.html
栃木県	情報モラル指導資料	http://www.tochigi-c.ed.jp/cyosa/leaflet/ichiran.htm
群馬県	ぐんまIT活用ガイド　教育の情報化をめざしてーモラル・セキュリティ編ー	http://www.pref.gunma.jp/kyoi/05/it-guide/gitg_top.htm#ぐんま
埼玉県	「情報モラル教育」指導資料	http://www2.spec.ed.jp/shiryo/inf-moral/
さいたま市	情報モラルの指導	http://www.saitama-city.ed.jp/net_moral/kyousyokuin.pdf
東京都	インターネットを適切に活用する能力や態度を育成するための指導資料	http://www.tnet.metro.tokyo.jp/~kyoiku/moral/sido.pdf
神奈川県	情報モラル指導資料	http://kjd.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/moral/
横須賀市	原始家族　インターネットと出会う	http://www.edu.city.yokosuka.kanagawa.jp/gensi/
京都府	情報モラル指導資料集	http://www.kyoto-be.ne.jp/mirainet/moral/index2.html
大阪府	情報モラル指導資料	http://www.pref.osaka.jp/kyoishinko/kyomu/morals/morals.htm
奈良県	保護者のための情報モラルの手引き	http://www.pref.nara.jp/gakko/it-moral.pdf
岡山県	みんなで学ぶ情報モラル	http://www.pref.okayama.jp/kyoiku/sido/moral/index.htm
高知県	情報倫理教育教材（小・中・高）	http://www.kochinet.ed.jp/joho/rinri2/index.html
宮崎県	ネチケット	http://kids.miyazaki-c.ed.jp/kimari/kimari.htm
佐賀県	コンピュータを利用する際のルールやマナー	http://www.pref.saga.jp/portal/ty-contents/resources/1656/file1/040805093351/mana-siryou.pdf
鹿児島県	情報モラルの指導	http://www.edu.pref.kagoshima.jp/kari/jyoho/jyoho.htm#moraru
沖縄市	インターネットのおやくそく	http://www02.bbc.city.okinawa.okinawa.jp/oki/gyousei/GOKK/12-joho_moral/moraltop.htm
(財)インターネット協会	インターネットを利用するためのルールとマナー集こどもばん	http://www.iajapan.org/rule/rule4child/v2/
(社)著作権情報センター	著作権Q&A	http://www.cric.or.jp/qa/qa.html
〃	コピーライト・ワールド ～楽しく学ぶ著作権	http://www.kidscric.com/

「情報モラル」用語集

情報モラルに関連する用語を集めました。五十音順に解説します。研修会などでコピーしてお使いください。

学校教育OK
利用の際は必ず下記サイトを確認下さい。
www.bunka.go.jp/jiyuriyo

アクセシビリティ
情報の得やすさを示すもの。子どもなど漢字が読めない人や目や耳，手足が不自由な方などに配慮し，コンピュータを使う際に，だれもが情報を得やすいよう配慮をすることが望まれる。

オンラインゲーム
ネットゲームともいう。ネットワークを介して，複数の人と一緒にゲームを楽しむことができる。ゲームを有利に進めるための武器などのアイテムを現金で購入することが可能な場合があるため，子どもが多額の出費をしてしまわないよう注意する必要がある。また，対戦相手とチャットができるオンラインゲームもあり，その機能を出会い系サイトの代わりに悪用する者もいるため，保護者の監督の元で使用させることが望ましい。

ウィルス対策用ソフト
コンピュータウィルスを発見・対処し，感染しないように対策をとるためのソフトウェア。ワクチンソフトと表現することもある。また，2006年以降のウィルス対策用ソフトは，情報を盗み取るソフト（スパイウェア）への対策もしているものが多い。

オンラインショッピング
インターネットなどを利用し，商品などを購入すること。通信販売の一種であるため，訪問販売法によるクーリングオフ制度は適用されないことに注意して利用する必要がある。

サイトライセンス
企業や学校などが，組織的に複数のPCで使用するソフトを一括して導入するために用意されているライセンス（使用許諾）のことを指す。通常のライセンスよりも割引価格で購入することができることが多い。

Webサーバ
主にWebページのデータを送信するサーバソフトのことで，WWWサーバともいう。そのソフトをインストールしてあるサーバコンピュータのことを指す場合もある。WebブラウザでWebページを閲覧する時には，Webサーバから送信されているデータを見ている。

産業財産権
特許，実用新案，意匠，商標などの産業上の知的財産を指す。特許庁に申請し，登録されると無断で他人に利用されない権利が発生する。

Webページ
一般にホームページといわれている文書のことを指す。画像，音声，動画など複数のデータを関連させ，同じ画面に表示させたり，マウスでクリックするとデータを呼び出したりできる形の文書（ハイパーテキストと呼ばれる）である。

インターネット上では，WWW（World Wide Web）というシステムによって，世界的な規模で情報の共有が行われている。なお，一般にWebページのことをホームページと表現することが多いが，本来の意味は，Webブラウザの起動時に最初に表示するページのことである。

検索エンジン
インターネット上の情報を検索するサービスを提供しているサイトのこと。検索機能やシステムそのものを指すこともある。子ども向けの検索エンジンもある。

肖像権
許可無く，自分の顔や姿を写真などに写されたり，使用されたりしない権利を指す。法律によって，明文化されているわけではないが，判例などによってプライバシー権の一部として認められている。

SNS
SNSはソーシャルネットワーキングサービスの略称であり，特定の趣味や目的を持った人が集まる場をネットワーク上に提供するサービスのことである。会員制にしているサービスが多く，近年急激にユーザーが増加している。

個人情報
一般には個人を特定したり，個人のプライバシーに関する情報を指すが，個人情報保護に関する法令では，「個人を識別できる情報」として定義されている。多くの自治体では，個人情報保護条例で，他の情報と照合して，特定の個人を識別することができる情報も個人情報と定義しており，学籍番号なども個人情報に該当する。

スパムメール
不特定多数に大量に配信される迷惑メールのこと。配信するメールアドレスは，Webページ上から収集したり，メールアドレスを自動生成するソフトを使用したりする。スパムメールへの対策としては，スパムメールのフィルタリングシステムやスパムメールを自動的に仕分けするメールソフトの利用などがあげられる。

セキュリティポリシー

組織が定める組織全体の情報セキュリティの基本方針を指す。セキュリティポリシーを定めている自治体では，各機関，各部署に対して，情報保護の具体的な実施手順を定めるよう命じているケースが多い。学校が情報保護の実施手順を定める際には自治体の規定に則った形で作成する必要があり，作成した規定は情報の保護に関する部署の担当者にその自治体が定めるルールとして適正かどうかを確認してもらうよう依頼することが望ましい。

チェーンメール

不幸の手紙のように連鎖的に転送されて，大量に流通する電子メールのことを指す。受信者を不安にさせるもの，人の善意を利用してデマを流すことを目的にしたものなどがある。最近ではいじめに電子メールが利用され，そのメールがチェーンメール化する事件も起きている。チェーンメールを受け取っても，転送しないように指導することが大切である。

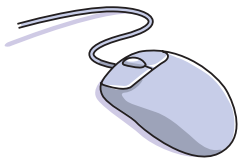

知的財産権

知的な活動によって生み出した財産に関する権利を指す。大別すると，著作権，産業財産権，その他の権利に分けられる。日本の著作権法は無方式主義をとっており，著作物を作成した時点で著作権が発生する。産業財産権は特許庁への登録が必要となる。

チャット

ネットワーク上でリアルタイムに行う文字だけの会話（おしゃべり）を行うシステムのこと。チャットができるページは，一定時間で自動更新される機能がついているものが多く，同じ時間に離れた場所の人と文字ベースで会話をすることができる。ネットゲームにはチャット機能を備えているものがある。

著作権

文章や写真，絵画，音楽，動画などの著作物を，その著作者に無断で他人に利用されない権利。著作権者の死後50年（映画の場合は公表後70年）を過ぎると著作財産権が切れる。ただし，著作人格権は消滅しないため，勝手に改変を加えたり，自分の著作物として公表したりすることはできない。授業の過程における利用については，著作権法第35 条で著作権者の許諾なく複製できるケースが定められている。

ディジタルデバイド

コンピュータや携帯電話などの情報機器を使って情報を得ることができる者とそうでない者の間に生じる情報格差のこと。経済格差が情報格差につながり，社会階層の固定化につながったり，就業の機会やサービスを受ける機会に差別が生じる可能性があるという指摘もある。

テクノストレス

コンピュータの使い過ぎなどによって発生する症状。コンピュータを使わないと不安になる依存症や，長時間使用することで起こる肩こり，頭痛，ゆううつ感などの症状がある。

電子掲示板

BBS（Bulletin Board System）ともいう。ブラウザ（Webページを見るためのソフト）を使って，電子掲示板に文字を書き込んだり，写真やファイルをアップロードしたりできる。メッセージや写真，資料の交換が簡単にできるため，交流学習によく利用されるが，個人情報や著作権法上で問題となるデータを書き込むケースが生じやすいため，注意する必要がある。

電子署名

一般には，ディジタルデータに施された署名を指すが，「電子署名及び認証業務に関する法律」での定義は，「当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。」，「当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。」 の要件を満たすものとなっている。この要件を満たす署名として，ディジタル署名があり，これは，公開鍵と秘密鍵を組み合わせた暗号化技術を使って，ディジタルデータの作者やそのデータが改竄されていないことを保障する。

電子透かし

静止画・動画・音声などのデータに通常ではわからない形で情報を埋め込む技術。不正コピーや改竄の防止を目的として利用されることが多い。

電子メールアドレス

電子メールの送受信を行うためのアドレスである。例えば，joho-moral@mail.japet.or.jpは，「ユーザー名@ドメイン名（メールサーバ名．機関．機関の種類．国の名前）」を表している。なお，郵便で差出人を容易に詐称可能であるように，電子メールのメールアドレスも容易に詐称できる。

添付ファイル

電子メールの本文に添付する形で，本文と一緒に送受信するファイルのこと。ワープロや表計算ソフトのデータだけでなく，画像や音声のデータも電子メールに添付して送受信できる。ただし，大きなデータを送信すると受信者のメールボックスの容量を圧迫してしまったり，受信者がそのメールをダウンロードするのに時間がかかったり，受信者が携帯電話などでメールを受け取る場合は費用を負担させることになったりするため，迷惑をかけることがある。

ネチケット

ネットワーク上でのエチケット，マナーのこと。他人の悪口を電子掲示板などに書かないという日常生活のエチケット，マナーと共通するものと，相手に事前に連絡することなく，大きなデータファイルを添付したメールを送らないといったネットワーク特有のエチケットがある。

ネット中毒
チャットやBBS，オンラインゲーム，携帯電話のメールなどを長時間にわたって使い続けることで，ネットワークを使っていないと不安になるなどの症状になる状態のことを指す。ただし，ネット中毒の医学上の定義はまだない。学校や会社に行けなくなったり，精神的に不安定になるなど，日常生活に支障をきたす場合がある。

ネットオークション
インターネットによる商品・物品の競売。入手困難な品物や高価な物が安く手に入るため，利用している児童生徒も少なくない。落札して代金を振り込んだのに品物が送られてこないなどのトラブルに巻き込まれるケースもある。

ハンドル
インターネット上の掲示板などで使うニックネーム。ハンドルネーム。handle は英語で名前や肩書きという意味。

ファイアーウォール
教育センターや学校，企業などの組織内のネットワークに外部から侵入されることを防ぐシステムのこと。最近では，ウィルス対策ソフトに侵入検知などができるパーソナルファイアーウォールの機能を追加しているものが登場している。

フィッシング（フィッシング詐欺）
銀行などになりすましてメールを送信し，受信者を偽のWebサイトに誘導し，暗証番号やクレジットカード番号などを盗み取るなどの詐欺のこと。カード番号などの入力を求めるサイトではそのページが本物のサイトかどうかを確認するよう指導する必要がある。

ブログ
簡単にWebページ上に日記等を公開できるシステムのこと。Webへの記録（log)という意味の言葉Weblogが短縮されて，ブログと呼ばれるようになった。携帯電話からメールを送信すると情報を掲載できるブログもあり，利用者は急増している。小学生，中学生の利用者も多い。またトラックバックによって，自分がリンクを張ったブログに，リンクを張ったことを通知することができる。リンクを張られたblogは自分の記事を参照しているブログの一覧を自動的に表示することができる。情報がつながりやすくなった一方で，ブログの記事に対する批判記事にリンクを張られたり，アダルトサイトにリンクを張られたりすることがある。

ホワイトリスト方式
児童生徒に見せたいWebページのリストのこと。フィルタリングシステムで，ホワイトリストに書かれているページのみを閲覧可能とすることができる。児童生徒に見せたくないWebページのリストをブラックリストという。

マルウェア
悪意を込めて作られたソフトウェアのこと。コンピュータからコンピュータに感染するコンピュータウィルス，ワームやトロイの木馬，コンピュータの操作画面やパスワード等を外部に送信するスパイウェアなどを総称して用いられる。

メーリングリスト
電子メールを使ったコミュニケーション手段の一つ。あるメールアドレスにメールを送信すると，登録されている人全員にそのメールのコピーを送信するシステム。コミュニティの意見交流やプロジェクトの遂行時にメンバー間で情報を共有したり，相談したりするために使われる。

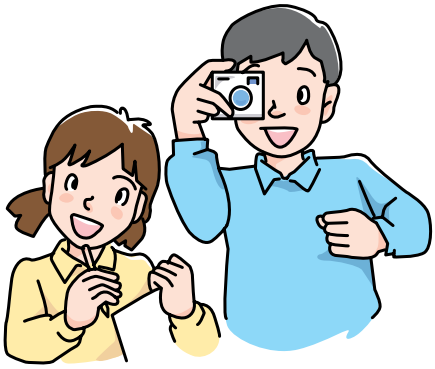

フィルタリング・ソフト
キーワードなどによって閲覧させることが不適切だと考えられる情報かどうかを判定し，不適切と判定した情報を遮断するソフトウェア。使用者や学年によって，遮断する情報を変更したり，利用時間を制限したりできる機能がある。また，フィルタリングの方法には，ホワイトリスト方式とブラックリスト方式がある。

メディア
情報を伝える「媒体」のこと。情報を伝える新聞やテレビ，情報を記録するCDやフロッピーディスクなどもメディアの一種である。

メディア・リテラシー
新聞や雑誌，テレビなどのマスメディアが報道する情報を批判的に検証し，主体的に情報を読み取る能力のこと。複数のメディアの情報やマスメディアの特性やそれが与える社会的影響等について考えたり，情報の作り手になる経験をさせたりして，メディア・リテラシーを養う実践が行われている。

URL
「Uniform Resource Locator」の略でインターネット上のデータの場所とその場所に到達するための手段を表したもの。
(例)http://www.samp.go.jp/menu/01.html,
ftp://www.samp.go.jp/sample.dataなど。

ユビキタス
「あらゆるところに所在する」という意味の言葉。小型コンピュータや携帯電話，ICタグなどを使って，いつでもどこでもネットワークを利用できる環境を指す。

WWW
元々は，情報をネットワーク上で共有するために考え出されたシステム。World Wide WebをWWWと呼ぶ。現在では，情報を送信したり，ブラウザの画面でプログラムを実行したりできるようになり，情報共有のためのシステムから大きく発展している。インターネット上で一番よく利用されているシステムである。

平成18年度　文部科学省委託事業「情報モラル等指導サポート事業」

「情報モラル教育」指導手法等検討委員会委員

委員長	永野　和男	聖心女子大学教授
委員	石原　一彦	岐阜聖徳学園大学助教授
委員	榎本　竜二	東京都立江東商業高等学校教諭
委員	小田　和美	東京女子体育大学助教授
委員	岸田　隆博	兵庫県教育委員会 丹波教育事務所指導主事
委員	坂元　　章	お茶の水女子大学教授
委員	宗我部　義則	お茶の水女子大学附属中学校教諭
委員	髙橋　邦夫	千葉学芸高等学校校長
委員	奈良　由美子	放送大学助教授
委員	西田　光昭	千葉県柏市立土南部小学校教諭
委員	野間　俊彦	東京都北区立赤羽台西小学校主幹
委員	原　　克彦	目白大学教授
委員	横山　隆光	岐阜県羽島市立羽島中学校校長

「情報モラル教育」普及啓発作業部会委員

部会長	原　　克彦	目白大学教授
委員	石原　一彦	岐阜聖徳学園大学助教授
委員	横山　隆光	岐阜県羽島市立羽島中学校校長
委員	長谷川　元洋	金城学院大学助教授
委員	二見　美佐子	東京都目黒区立不動小学校教諭
委員	宮下　敦史	静岡県菊川市立岳洋中学校教諭
委員	毛利　靖	茨城県つくば市立二の宮小学校教諭
委員	若林　雅夫	千葉県袖ケ浦市立長浦中学校教諭

指導協力　文部科学省初等中等教育局

事務局	森田　和夫	日本教育工学振興会事務局長
	髙橋　直久	日本教育工学振興会事務局次長
	宮原　克彦	日本教育工学振興会研究部長

文部科学省委託事業
すべての先生のための「情報モラル」指導実践キックオフガイド

平成19年３月15日　初版発行

発行　社団法人　日本教育工学振興会（JAPET）
〒107-0052　東京都港区赤坂1-9-13　三会堂ビル2F
TEL：03-5575-5365　FAX：03-5575-5366　URL：http//www.japet.or.jp/
編集協力・DTP　編集工房「白鷺」，（株）アート工房／亀山満子
イラスト　（株）アート工房／片庭稔
資料提供　東京教育メディア活用研究会（p.19～p.21資料），札幌市立平岡中学校
印刷　株式会社　カントー

JAPET

社団法人 日本教育工学振興会

http://www.japet.or.jp/

学校教育OK

利用の際は必ず下記サイトを確認下さい。
www.bunka.go.jp/jiyuriyo